

24年度用  
車両用

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金  
(電気自動車等導入補助事業)

## 電気自動車等導入補助金の応募要領

P D F 版

1月11日改訂

平成24年度

一般社団法人次世代自動車振興センター

一般社団法人次世代自動車振興センターの「クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金」は、経済産業省がクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（電気自動車等導入費補助事業）交付要綱第3条に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センターに交付する国庫補助金から一般社団法人次世代自動車振興センターがクリーンエネルギー自動車等を導入しようとする方に交付するものです。

★申請書類は郵送で送付して下さい。★

書類の提出先、問い合わせ先 <持込みによる書類受付はいたしません。>

一般社団法人次世代自動車振興センター C E Vグループ

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目14番1号 郵政福祉琴平ビル5階

電話：03-3503-3782 FAX：03-3503-3783

URL： <http://www.cev-pc.or.jp>

受付時間：9：00～12：15、13：00～17：15（土日、祝祭日は除く）

❁本応募要領の見方

- ① P I - 1 ～ P I - 6 までお読みいただくと概要がわかります。
- ② 手続き方法は、申請者別に分かれておりますので申請される方は該当のページをご覧ください。

※環境対応車普及促進事業補助金（エコカー補助金）とは制度が異なります。また二重に補助金を申請する事も出来ませんのでご注意ください。

★平成23年度中に多かった質問及び不備★

◎国内クレジット制度について

- ・京都議定書目標達成計画において位置づけられているもので、電気自動車の導入・走行によって削減されるCO<sub>2</sub>の排出を環境価値として認証するものです。

◎送付先の住所

- ・上記記載住所です。

◎申請要件等の確認：確認の自署又は押印について

- ・法人等の場合は代表者の自署（フルネーム）又は代表者名（フルネーム）のゴム印
- ・個人の場合は自署（フルネーム）

◎申請書（様式1-1）の車名の記載方法について

- ・銘柄ごとの補助金交付上限額（別表1）に記載の車名の通りすべて記入して下さい。

※充電設備の応募要領は別冊になります。

## 目 次

<b>I. 補助金申請から補助金交付の流れ</b> .....	I-1
1. 募集 ～ 3. 登録・届出 .....	I-2
4. 補助金交付申請書類一式提出 ～ 8. 財産保有 .....	I-4
9. 補助金額の考え方 .....	I-5
10. 申請にあたっての注意 .....	I-6
11. 添付資料	
添付1 (別表1) 銘柄ごとの補助金交付上限額 .....	I-7
添付2 補助事業における利益等排除について .....	I-10
添付3 電気自動車等導入費補助事業管理規程 .....	I-11
添付4 取得財産等の処分を制限する期間 .....	I-12
<b>II. 補助金交付申請書</b>	
II-1. 地方公共団体・その他の法人 .....	II-1
◆補助金交付申請 .....	II-2
○記入例 .....	II-6
○様式集 (コピーしてお使い下さい) .....	II-10
II-2. 個人 .....	II-15
◆補助金交付申請 .....	II-16
○記入例 .....	II-20
○様式集 (コピーしてお使い下さい) .....	II-24
II-3. リース会社 .....	II-29
◆補助金交付申請 .....	II-30
○記入例 .....	II-34
○様式集 (コピーしてお使い下さい) .....	II-38
<b>III. 計画変更・申請取り下げ等の手続き</b> .....	III-1
○計画変更・申請取り下げ等の手続き .....	III-2
○様式集 (コピーしてお使い下さい) .....	III-4

参考1. 交付規程

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（電気自動車等導入補助事業）

参考2. 業務実施細則

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（電気自動車等導入補助事業）

参考3. 関連企業の連絡先



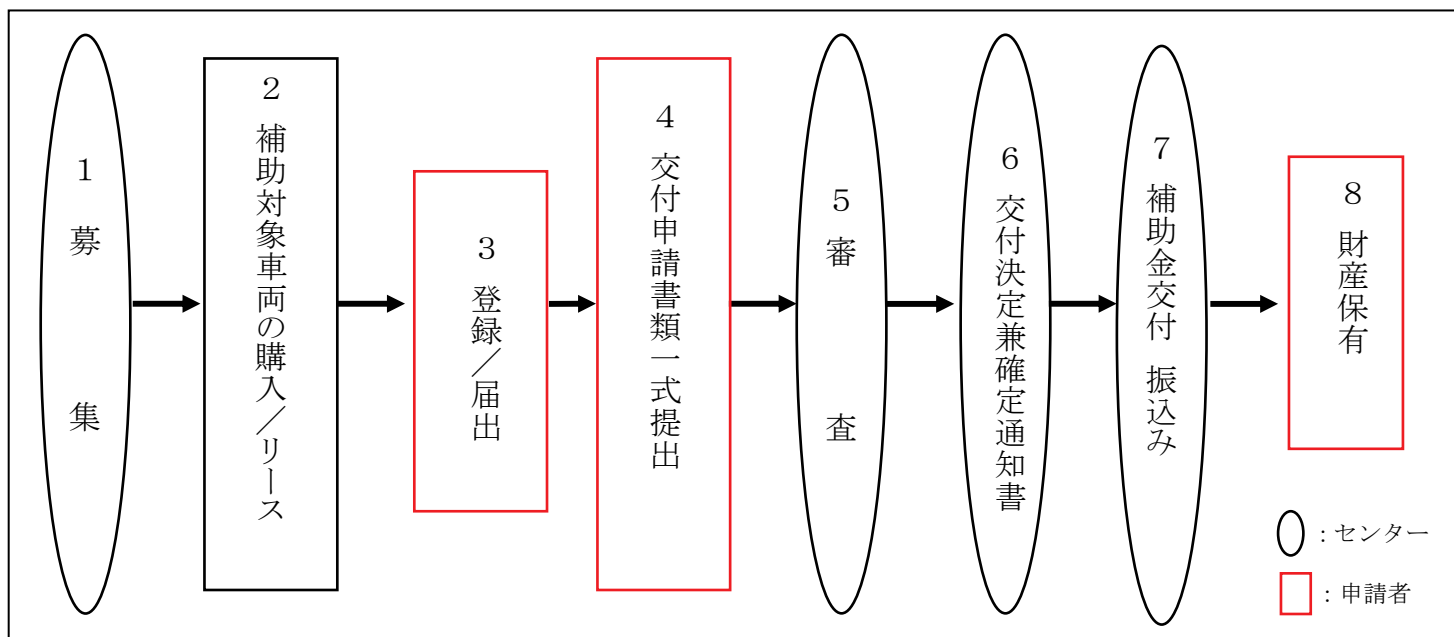
### NEV個人情報保護方針



当センターは、個人情報を適切に守ることが社会的責務と考え、以下に示す個人情報保護方針を定め、これを実行いたします。

1. ご提供いただきました『個人情報』は以下の目的に必要な範囲を超えて使用しません。
  - ①補助金申請者への問合せ、補助金の交付・不交付等の通知及び補助金の振込、規定された期間の補助対象物の保有又は使用義務違反に係る調査など、補助金交付に関する業務の適切な遂行。
  - ②シンポジウム開催などの次世代自動車普及啓発業務に適切な遂行。
2. 法令に基づく場合または業務遂行上必要な範囲で業務委託先に提供する場合を除き、ご本人の同意なく第三者に『個人データ』を提供しません。
3. 『個人データ』を業務委託先に預託する場合は、秘密保持契約等によって、業務委託先に個人情報保護を義務付け、業務委託先が適切に『個人データ』を取り扱うよう管理いたします。
4. 『個人データ』は、不正なアクセス対策やウイルス対策等の情報セキュリティ対策を実施し、適切な安全対策のもとに管理して漏えい、滅失および改ざん等を防止いたします。
5. 『個人データ』に関し、個人情報保護法など個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。

# I. 補助金申請から補助金交付の流れ



## 【重要】

●平成24年3月1日以降に登録した車両が対象となります。申請書等は平成24年度用を使用して下さい。(23年度用は使用出来ません。)

●環境対応車普及促進事業補助金(エコカー補助金)とは制度が異なります。また二重に補助金を申請する事も出来ませんのでご注意ください。

### 1 : 募集 (P I-2 参照)

- ・募集期間は平成24年4月20日から平成25年3月7日(必着)までです。(但し、予算枠を超過する場合は別途定める終了日まで)

### 2 : 補助対象車両の購入/リース (P I-2 参照)

- ・補助対象車両はメーカー、輸入事業者等からの申請に基づき事前にセンターで審査・承認された車両のみです。(ホームページの補助対象車両一覧表で最新の情報を確認して下さい。)
- ・車両の購入者(リースの場合はリース会社)が補助金の申請者となります。

### 3 : 登録/届出 (P I-2 参照)

- ・車両登録日が平成24年3月1日~平成25年2月28日であること。
- ・申請者と車検証上の所有者、使用者は原則全て同一(法人の場合は法人名)でなければなりません。但し、リースの場合は申請者及び所有者はリース会社で使用者はリース契約者であることが必要です。
- ・所有権留保付きのローン購入の場合は申請者と使用者は購入者となりますが、所有者は自動車会社、ローン会社でもかまいません。(但し、代金の全額分の支払い証憑と申請者が真に車両の使用者であることを証明する書類の提出が必要)
- ・手形支払は不可

### 4 : 交付申請書類一式提出 (P I-4 参照)

- ・交付申請書は1台につき1枚提出して下さい。
- ・書類の提出期限は初度登録した日から1ヶ月以内です。但し、支払いが完了していない場合は車両代金全額支払を完了した上で登録日の翌々月の末日までまたは、平成25年3月7日のどちらか早い日までにセンターに提出して下さい。(必着)
- ・持込みによる書類受付は行いません。

### 5 : 審査 (P I-4 参照)

### 6 : 交付決定兼確定通知書 (P I-4 参照)

### 7 : 補助金振込み (P I-4 参照)

### 8 : 財産保有 (P I-4 参照)

- ・センターが定める期間保有することが必要です。

## 1. 募集

- ①募集期間は平成24年4月20日から平成25年3月7日までです。(必着)
- ②募集期間中に予算(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、充電設備を含む)が不足するおそれがあると見込まれる場合には、申請期間を設定して公表し、その期間中に受領した全申請分について値引き等を反映した本来の補助金額を算定しその比率で予算残額を配分して交付金額を決定します。

## 2. 補助対象車両の購入/リース

- ①補助対象車両はメーカー、輸入事業者等からの申請に基づき事前にセンターで審査・承認された車両のみです。(ホームページの補助対象車両一覧表で最新情報を確認して下さい。)
  - 新規登録車又は新規届出車の電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車でいずれもメーカー発行の譲渡証明書又は販売証明書のある車を対象とします。
  - 型式が不明である車両の場合は、事前に承認をうけている補助対象車両の仕様と同一であることを証するメーカーやメーカーの委託を受けた輸入事業者発行の書面が必要です。
  - 原動機付自転車は第二種原動機付自転車を除く型式認定番号を取得した車両が対象です。
- ②平成25年2月28日までに車両登録(届出)を完了し、車両本体全額の支払いを完了した上で平成25年3月7日(必着)までに申請書類の提出が可能なことが条件です。
- ③手形による支払いは不可です。(交付規程第6条2項関連)
- ④国による他の補助金(ただし、そのうちセンターが別に定める補助金を除く。)と重複して申請することはできません。(地方公共団体による補助制度は重複して申請できます。)なお、センターが別に定める補助金には「被災中小企業復興支援リース補助事業補助金」などがあります。

## 3. 登録・届出

- ★独立行政法人は対象外です。(交付規程第4条関連)
  - ★塵芥車については地方公共団体及び地方公共団体が出資する法人は補助対象外です。(交付規程第3条関連)
  - ★自動車販売業者は原則として対象外です。注1
  - ★補助金の申請要件(交付規程第6条関連)
- 次の要件のすべてを満たしていなければなりません。
- ①車両登録日が平成24年3月1日から平成25年2月28日であって申請日までに代金の支払いが完了していること。
  - ②初度登録された車両であること。中古の輸入車は対象外です。
  - ③自家用であること。
  - ④自動車販売業者が導入する車両は、展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用されるものでないこと。注1
  - ⑤当該車両の使用者が自動車販売業者である場合、当該車両の登録日前後一年以内に同種の車両の販売がないこと。注1
  - ⑥走行データ記録機材の搭載及び記録されたデータの国及びセンター(これらが指定する機関

を含む。)への提供を了承すること。注 2

- ⑦センターが定める仕様の車両に係る申請にあつては、センターが指定するCO<sub>2</sub> 排出削減に係わる国内クレジット事業実施団体(国内クレジット制度に基づきCO<sub>2</sub> 排出削減事業を行う団体をいう。)への入会、当該団体及び国への当該申請者に係る個人情報の提供その他国内クレジット制度への寄与に係るセンターの求めに応じることを承認・了承すること(自ら排出削減事業を行い、又は排出削減事業を行う他の団体に入会する場合を除く。)注 3
- ⑧申請者がリース会社である場合は、月々のリース料金に補助金相当額の値下がり反映されること。

#### ※注 1

自動車販売業者が申請する場合について(交付規程第6条第2項及び別表3)

I 販売促進活動に使用する車両(展示・試乗車等)は対象外です。

II 販売促進活動に使用しない場合であっても、以下の2つの条件を共に満たすことが必要です。

◎当該車両(今回購入し補助金申請した車両)の登録日前1年以内に同種の車両を販売していないこと。

◎当該車両(今回購入し補助金申請した車両)の登録日後1年以内に同種の車両を販売しないこと。

なおIIについては次の①②のどちらかに該当すれば自動車販売業者とみなしません。

①直近の会計年度における総売上に占める自動車販売(新車販売に係るもの)に係る売上の比率が15%以下である場合

②直近の会計年度において年間の新車販売台数が20台以下である場合

#### ※注 2

様々な環境下における電気自動車の走行性能や充電性能を調査するために、車速、エアコン使用状況、電費(kWh/km)、充電状況などを計測する走行データ記録機材(以下、データ収集用車載器という)を取り付け、データを収集します。収集されたデータは統計処理され、個人が特定できるような個別のデータが公開されることはありません。なお、データ収集用車載器が電気自動車の性能に影響を与えることはありません。

本件は、経済産業省の助成事業として財団法人日本自動車研究所他が受託・実施し、データ集計及び取りまとめは当該団体が行います。取得データは本助成事業に帰属します。同団体が助成事業の目的達成のための使用条件等に合致した車両を選定し、データ収集対象車両に選定された場合はその旨のご連絡と、データ収集用車載器の取り付けを実施します。本件の実施に係る問合せ先は次のとおりです。

財団法人日本自動車研究所 FC・EV研究部 車載器担当窓口

Tel : 03-6860-6060 [受付時間 10:00-12:00 13:00-16:00 土日祝日を除く]

Email : evdata-smp@jari.or.jp

#### ※注 3

- 国内クレジット制度とは、京都議定書目標達成計画において位置づけられているものであり、大企業等が資金・技術を提供して中小企業等(民生用含む)が行った二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出削減の取り組みの結果創出される排出削減量を国内クレジットとして認定するものです。

国内クレジット団体への入会は軽自動車以上の型式指定EVに限定

- ① センターが指定する国内クレジット管理団体(国内排出削減量認証制度に基づき排出削減事業を行う団体)の入会管理団体である、日本テピア株が組織する「グリーン・リンケージ倶楽部」へ入会することになります。申請者の入会手続きは不要。補助金申請書で同意が得られると、NEVから発送する確定通知書発行時に「グリーン・リンケージ倶楽部」に入会された旨の通知書を発行します。
- ② 当該団体及び国へ提供する具体的な個人情報は、氏名、住所、電話番号、設備名称(車両名)、型式、車両登録番号、車台番号、燃費(電費 km/kWh)、登録年月日、購入価格及び補助額です。
- ③ その他国内クレジット制度への寄与に係るセンターの求めに応じる必要があります。但し、自ら排出削減事業を行い、又は、排出削減事業を行う他の団体に入会する場合は除きます。

- 本年度、入会等に関する問合せ先は次のとおりです。

グリーン・リンケージ倶楽部事務局(日本テピア株内)

Tel : 03-5402-5891 [受付時間 10:00-12:00 13:00-17:30 (土日祝日を除く)]

Fax: 03-6721-5506

Email : green-linkage@tepia.co.jp

#### 4. 補助金交付申請書類一式提出

- ①期限内の提出が条件です。
  - ・初度登録の日から1ヶ月以内です。但し、車両代金の支払いが完了していない場合は、代金支払を完了した上で登録日の翌々月末日まで又は平成25年3月7日のどちらか早い日までに提出して下さい。(必着)
- ②申請書は1台につき1枚提出して下さい。
- ③申請要件を満たしていること。(P1-2参照)
- ④定められた書類を添付すること。  
(地方公共団体、法人の場合PⅡ-1、個人の場合はPⅡ-15、リース会社の場合はPⅡ-29参照)
- ⑤持ち込みによる書類受付は行いません。

#### 5. 審査

- ①交付規程に基づき適正な申請が行われていること、申請者が応募要件を満たしていること等の要件を満たしているかを審査します。

#### 6. 交付決定兼確定通知書

- ①審査の結果、交付が決定した補助金申請者に通知書を発送します。
- ②申請書の到着後1ヶ月程度で発送予定です。(書類が集中して到着した場合は遅れることもあります。)

#### 7. 補助金交付 振込み

- ①補助金の支払い(交付規程第15条関連)
  - ・申請書に記載された金融機関に振込みます。  
(記載の誤りなどにより振込みが出来ないケースが多くなっています。通帳等のコピーを添付することをお願いします。)
  - ・振込み先は申請者の口座に限ります。(家族名義の口座なども不可です。)

#### 8. 財産保有

- ①補助金の交付を受けた者は定められた期間保有することが義務付けられています。  
<取得財産等の処分を制限する期間>(PⅠ-12参照)
- ②定められた期間内に、処分を制限された取得財産等を処分(補助金交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。)しようとするときは、処分をする前にセンターの承認を受けなければなりません。期限内に処分を行った場合は原則として補助金を返納しなければなりません。



## 9. 補助金額の考え方 (交付規程第5条関連)

\*普通自動車・軽自動車の場合

補助金上限額は以下 i. ii. iii のうち最も小さいものとする。

i. (定価－基礎額) × 補助率 (1/2)

ii. 区分ごとに定める上限額

・電気自動車(軽自動車・小型自動車・普通自動車・プラグインハイブリッド自動車)

・・・100万円

・側車付二輪自動車である電気自動車

・・・30万円

・クリーンディーゼル自動車

・・・40万円

iii. ベース車の価格

\*原付2輪、原付4輪の場合

補助金上限額は以下 i. ii. iii のうち最も小さいものとする。

i. (定価－基礎額) × 補助率 (1/4)

ii. 区分ごとに定める上限額・・・7万円

iii. ベース車の価格

### ① 基礎額

補助対象車両とベース車両につき、クリーンエネルギー自動車として必要な仕様以外の仕様差を調整して算定したベース車両の価格

② 申請者(リース車両の場合は使用者)の自社製品の調達又は関係会社間の調達の場合、そこに含まれる利益相当分について利益等排除の対象となる。(P I-10. 添付2参照)

③ 車両購入価格に値引きがある場合は、車両購入価格(本体)から基礎額を引いた結果を1/2(原付は1/4)にして1万円単位で切り捨てた金額と補助金上限額のうち小さい方を補助金額とする。

<車両購入価格の計算例>

$$\left( \boxed{\text{実売価格}} - \boxed{\text{基礎額}} \right) \times \boxed{\text{補助率}} = \boxed{\text{ア}}$$

または補助金交付上限額のどちらか低い方が補助金額となります。

\*算出の一例として定価450万円、基礎額160万円、補助金上限額100万円のEV乗用車の場合

▲ケース1（購入価格400万円）

$$(4,000,000 - 1,600,000) \times 1/2 = 1,200,000 \dots \text{ア}$$

アより補助金上限額の方が低いので補助金交付額は 100万円 となります。

▲ケース2（購入価格340万円）

$$(3,400,000 - 1,600,000) \times 1/2 = 900,000 \text{円} \dots \text{ア}$$

アの方が補助金上限額より低いので補助金交付額は 90万円 となります。

## 10. 申請にあたっての注意

- 車両1台につき1枚の交付申請書を作成して下さい。  
(交付規程第6条第2項関連)
- 申請は平成24年3月1日から平成25年2月28日までに車両新規登録(届出)した車両が対象です。  
(業務実施細則第5条2項関連)
- 申請書の提出期限は、初度登録の日から1ヶ月以内とする。但し、車両代金の支払いが完了していない場合は、車両本体全額の支払いを完了した上で車両登録(届出)の翌々月末日まで又は平成25年3月7日のどちらか早い日までに提出とする。(必着)  
(業務実施細則第5条2項関連)
- クレジット契約等による車両導入の場合で、販売会社等が当該車両の所有権を留保する場合は、当該車両の使用者が申請者本人であること。  
(交付規程第6条2項関連)
- 手形支払いによるものではないこと。  
(交付規程第6条2項関連)
- 軽自動車以上の型式指定電気自動車を申請する個人の申請者はセンターが指定するCO2排出削減に係る国内クレジット管理団体(日本テピア株)への入会及び管理団体へのユーザー情報(個人情報を含む。)の提供を承諾することを要件とする。  
(交付規程第20条関連及び業務実施細則第5条5項関連)
- 補助金の交付を受けた車両は、定められた期間内において、当該車両を処分(補助金交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。)しようとするときは、処分をする前にセンターの承認を受けなければならない。期限内に処分を行った場合は原則として補助金を返納しなければならない。  
(交付規程第18条関連)

## 11.添付資料

(添付1)

(別表1) 銘柄ごとの補助金交付上限額

最新版は随時更新されますのでセンターHPでご確認下さい。

平成25年1月11日現在

(別表1) 銘柄ごとの補助金交付上限額

### 【電気自動車、プラグインハイブリッド自動車】

メーカー名・車名	型式	補助金交付上限額 (千円)	基礎額 (千円)	(参考) 定価(円) ※	
普通車	テスラ テスラロードスター	「不明」	1,000	6,920 12,160,000	
	トヨタ プリウスPHV 2012.11改良前モデル	DLA-ZVW35	450	S	2,146 3,047,619
				S (北海道地区)	2,178 3,079,619
				S オートイ無	2,126 3,027,619
				S オートイ無 (北海道地区)	2,158 3,059,619
				G	2,336 3,238,095
				G (北海道地区)	2,358 3,260,095
				G オートイ無	2,316 3,218,095
				G オートイ無 (北海道地区)	2,338 3,240,095
				G レザーパッケージ	3,098 4,000,000
				G レザーパッケージ (北海道地区)	3,120 4,022,000
				G レザーパッケージ	2,590 3,492,000
				G ナビ無・オートイ無	
				G レザーパッケージ	2,612 3,514,000
				G ナビ無・オートイ無 (北海道地区)	
	トヨタ プリウスPHV	DLA-ZVW35	450	L	2,003 2,904,762
				L (北海道地区)	2,025 2,926,762
				S	2,146 3,047,619
				S (北海道地区)	2,178 3,079,619
				G	2,336 3,238,095
G (北海道地区)				2,358 3,260,095	
G レザーパッケージ				3,098 4,000,000	
G レザーパッケージ (北海道地区)				3,120 4,022,000	
G レザーパッケージ ナビ無				2,590 3,492,000	
G レザーパッケージ ナビ無 (北海道地区)				2,612 3,514,000	
ニッサン リーフ	ZAA-ZE0	780	X	2,023 3,585,000	
			G	2,305 3,867,000	
			ドライビングヘルパー X	2,373 3,935,000	
			ドライビングヘルパー G	2,655 4,217,000	
			アンシャント 助手席回転シート X	2,103 3,665,000	
			アンシャント 助手席回転シート G	2,385 3,947,000	
	ZAA-AZE0	780	S (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	1,558 3,120,000	
			S	1,628 3,190,000	
			X(サイド/カーテンエアバッグシステム無)	1,947 3,509,000	
			X	2,017 3,579,000	
			G (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	2,305 3,867,000	
			G	2,375 3,937,000	
			ドライビングヘルパー X	2,297 3,859,000	
			ドライビングヘルパー G	2,655 4,217,000	
アンシャント 助手席回転シート X	2,044 3,606,000				
		アンシャント 助手席回転シート G	2,402 3,964,000		

メーカー名・車名				型式	補助金交付上限額 (千円)	基礎額 (千円)	(参考)定価(円) ※	
普通車	三菱 アウトランダー PHEV	G	Premium Package	QC無	DLA-GG2W	3,232	4,092,381	
				QC付			4,162,381	
			Navi Package	QC無		2,927	3,788,572	
				QC付			3,858,572	
			Safety Package	QC無		2,629	3,489,524	
				QC付			3,559,524	
			E	QC無		2,538	3,399,048	
				QC付			3,469,048	
		E	QC無	2,303	3,165,715			
			QC付		3,235,714			
小型車	マツダ デミオ		EV(FF)	DBA-DE3FS(改)	950	1,506	3,406,667	
			EV100V給電システム付き(FF)			1,792	3,692,381	
	ホンダ フィットEV			ZAA-ZA2	940	1,928	3,809,524	
	トヨタ eQ			ZAA-KPJ10	820	1,771	3,428,571	
	メルセデス・ベンツ スマートフォーツー エレクトリックドライブ			ZAA-451390	520	1,753	2,809,524	
	ミツオカ 雷駆(ライク)G			ZAA-HA3W	960	1,974	3,904,762	
	ミツオカ 雷駆(ライク)M	(急速充電機能なし)			720	1,318	2,761,905	
		(急速充電機能付)			740	1,318	2,811,905	
	オートレックス Change			「不明」	470	1,141	2,100,000	
	ゲーエムガレージ Wheego IRIE 2WD 3ドアハッチバック			「不明」	990	995	3,125,000	
軽4	エジソンパワー エコロンE		DBA-HA24S(改)	680	1,132	2,980,000		
	三菱 i-MiEV G			ZAA-HA3W	960	1,688	3,619,048	
	三菱 i-MiEV M	(急速充電機能無し)			720	1,033	2,476,191	
		(急速充電機能付き)			740	1,033	2,526,191	
	三菱 i-MiEV G	ナビ無・オーディオ無			960	1,503	3,434,048	
		ナビ無・オーディオ付		960	1,518	3,449,048		
	三菱 ミニキャブ・ミーブ CD	(16.0kWh)	QC付	(4人)	ZAB-U67V	950	964	2,879,524
				(2人)		940	944	2,859,524
			QC無	(4人)		930	964	2,829,524
				(2人)			944	2,809,524
QC付			(4人)	690		964	2,355,715	
			(2人)			944	2,335,715	
QC無	(4人)	670	964	2,305,715				
	(2人)		944	2,285,715				
三菱ミニキャブ・ミーブ トラックVX-SE		10.5kWh	QC無	ZAB-U68T	460	848	1,769,524	
			QC有		480		1,819,524	
みちのくトレード シャープシューター			「不明」	870	739	2,488,000		
側車付軽2輪	L		ZAE-MT3	300	476	1,395,000		
	S					1,295,000		
	L+					1,435,000		
	S+					1,335,000		
原付4	トヨタ車体 コムス B・COMベーシック		ZAD-TAK30-BS	70		335	636,190	
	トヨタ車体 コムス B・COMデッキ		ZAD-TAK30-KS			395	696,190	
	トヨタ車体 コムス B・COMデリバリー		ZAD-TAK30-DS			435	736,190	
	トヨタ車体 コムス P・COM		ZAD-TAK30-PD			458	760,000	
	筑水キャニコム おでかけですカー		(ルーフ仕様)	ZAD-EJ50C	30	334	476,000	
				428	570,000			
原付2	ヤマハ EC-03		ZAD-SY06J	30	105	240,000		
	ホンダ EV-neo	本体のみ	ZAD-AF71	70	126	433,000		
		普通充電器付き				471,000		
		急速充電器付き				547,000		
	ホンダ EV-NeoPRO	本体のみ				131	438,000	
		普通充電器付き					476,000	
		急速充電器付き					552,000	
スズキ e-Let's		ZAD-CZ81A				40	134	298,000
スズキ e-Let's W			60	378,000				

※定価は全国メーカー希望小売価格(消費税は含まない)として設定している。

【クリーンディーゼル自動車】

メーカー名・車名		型式	補助金交付上限額 (千円)	基礎額 (千円)	(参考) 定価(円) ※		
普通自動車	ニッサン エクストレイル20GT MT	LDA-DNT31	210	2,518	2,940,000		
	ニッサン エクストレイル20GT AT			2,568	2,990,000		
	ニッサン エクストレイル20GT エクストリーマーX MT			2,668	3,090,000		
	ニッサン エクストレイル20GT エクストリーマーX AT			2,718	3,140,000		
	ニッサン エクストレイル20GT エクストリーマーX プラスナビHDD MT			2,798	3,220,000		
	ニッサン エクストレイル20GT エクストリーマーX プラスナビHDD AT			2,848	3,270,000		
	ニッサン エクストレイル20GT MT 12モデル			LDA-DNT31	200	2,568	2,975,000
	ニッサン エクストレイル20GT AT 12モデル					2,618	3,025,000
	ニッサン エクストレイル20GT エクストリーマーX MT 12モデル	2,718	3,125,000				
	ニッサン エクストレイル20GT エクストリーマーX AT 12モデル	2,768	3,175,000				
	ニッサン エクストレイル20GT BLACKエクストリーマーX MT 12モデル	2,800	3,207,000				
	ニッサン エクストレイル20GT BLACKエクストリーマーX AT 12モデル	2,850	3,257,000				
	ニッサン エクストレイル20GT S MT	LDA-DNT31	150			2,307	2,607,000
	ニッサン エクストレイル20GT S AT					2,357	2,657,000
	ニッサン エクストレイル20GT S エクストリーマーX MT			2,457	2,757,000		
	ニッサン エクストレイル20GT S エクストリーマーX AT			2,507	2,807,000		
	ニッサン キャラバンチェアキャブ	M仕様	LDF-DWGE25 (改)	230	3,563	4,027,000	
		C仕様			3,641	4,105,000	
		D仕様			3,690	4,154,000	
		M仕様	LDF-CWMGE25 (改)		3,843	4,307,000	
C仕様		3,921			4,385,000		
D仕様		4,057			4,521,000		
NV350 キャラバンチェアキャブ	M仕様	LDF-CW4E26 (改)	230	3,505	3,976,000		
	C仕様			3,568	4,039,000		
	D仕様	180	3,905	4,275,000			
	M仕様	LDF-CW8E26 (改)	230	3,788	4,259,000		
	C仕様			3,851	4,322,000		
	D仕様			170	4,188	4,539,000	
普通自動車	メルセデス・ベンツ E350 ブルーテック アバンギャルド	LDA-212024C	400	6,792	7,600,000		
	メルセデス・ベンツ E350 ブルーテック ステーションワゴン アバンギャルド	LDA-212224C		7,125	7,933,334		
	メルセデス・ベンツ E350 ブルーテック アバンギャルド(Airマチックサスペンション付)	LDA-212024		6,792	7,600,000		
	メルセデス・ベンツ E350 ブルーテック ステーションワゴン アバンギャルド(Airマチックサスペンション付)	LDA-212224		7,125	7,933,334		
	メルセデス・ベンツ E350 ブルーテック アバンギャルド リミテッド	LDA-212024C	380	6,935	7,714,286		
		LDA-212024		6,935	7,714,286		
	メルセデス・ベンツ ML350 ブルーテック 4MATIC	LDA-166024	70	7,380	7,523,810		
	三菱 パジェロ	スーパーエクシード	LDA-V98WLYXJ	200	4,125	4,540,000	
		エクシード	LDA-V98WLYHJ		3,505	3,920,000	
			オーディオ無		LDA-V98WLYHJ	3,370	3,785,000
GR		LDA-V98WLYUJ1	3,015		3,430,477		
VR-II		LDA-V88WMYXJ	3,245		3,660,000		
		オーディオ無	LDA-V88WMYXJ		3,160	3,575,000	
三菱 デリカ D:5	D-Premium	(8人)	140	3,461	3,746,667		
		(7人)				LDA-CV1WLLXFZ4	
	D-Power package	(8人)		LDA-CV1WLLHFZ	2,970	3,256,191	
		(7人)		LDA-CV1WLLHFZ3			

メーカー名・車名		型式	補助金交付上限額 (千円)	基礎額 (千円)	(参考) 定価(円) ※	
普通自動車	トヨタ ハイエース ウェルキャブ トヨタ レジアスエース ウェルキャブ	QDF-KDH201K(改)	280	QDF-KDH201K-	3,391	3,955,000
				QDF-KDH201K-	3,526	4,090,000
				QDF-KDH201K-	3,422	3,986,000
				QDF-KDH201K-	3,557	4,121,000
				QDF-KDH201K-	3,392	3,956,000
				QDF-KDH201K-	3,527	4,091,000
				LDF-KDH206K(改)	280	LDF-KDH206K-
		LDF-KDH206K-	3,809			4,373,000
		LDF-KDH206K-	3,705			4,269,000
		LDF-KDH206K-	3,840			4,404,000
		LDF-KDH206K-	3,675			4,239,000
		LDF-KDH206K-	3,810			4,374,000
		LDF-KDH223B(改)	230	LDF-KDH223B-	3,999	4,461,000
				LDF-KDH223B-	4,013	4,475,000
	LDF-KDH223B-			4,098	4,560,000	
	LDF-KDH223B-			4,450	4,912,000	
	BMW X5 xDrive35d BluePerformance	LDA-ZW30S	140	7,697	7,990,476	
		LDA-ZW30	140	7,697	7,990,476	
	BMW X3 xDrive20d BluePerformance	LDA-WY20	100	5,152	5,371,429	
	BMW 320d	BluePerformance	LDA-3D20	90	4,285	4,476,190
		BluePerformance ツーリング			4,479	4,676,190
	BMW 523d	BluePerformance	LDA-FW20	100	5,809	6,028,571
		BluePerformance ツーリング	LDA-MX20		6,095	6,314,286
ニコル・レーシング・ジャパン BMW ALPINA D5 Turbo		FDA-MP20	400	8,540	9,476,191	
マツダ CX-5 XD	AT (FF)	LDA-KE2FW	180	2,095	2,457,143	
	L Package AT (FF)			2,476	2,838,096	
	L Package AT オーディオレス+4スピーカー車 (FF)			2,401	2,763,096	
	L Package AT 17インチ車(FF)			2,426	2,788,096	
	L Package AT オーディオレス+4スピーカー+17インチ車(FF)			2,351	2,713,096	
	AT (4WD)	LDA-KE2AW	180	2,295	2,657,143	
	L Package AT (4WD)			2,676	3,038,096	
	L Package AT オーディオレス+4スピーカー車 (4WD)			2,601	2,963,096	
	L Package AT 17インチ車(4WD)			2,626	2,988,096	
	L Package AT オーディオレス+4スピーカー車+17インチ車(4WD)			2,551	2,913,096	

メーカー名・車名		型式	補助金交付上限額 (千円)	基礎額 (千円)	(参考) 定価(円) ※	
普通自動車	マツダ アテンザ セダン XD	AT	190	2,377	2,761,905	
		MT		2,497	2,881,905	
		L Package AT (FF)		2,857	3,238,096	
		L Package AT 17インチ車(FF)		2,807	3,188,096	
	マツダ アテンザ ワゴン XD	AT		LDA-GJ2FW	2,377	2,761,905
		MT			2,497	2,881,905
		L Package AT (FF)			2,857	3,238,096
		L Package AT 17インチ車(FF)			2,807	3,188,096

※定価は全国メーカー希望小売価格(消費税は含まない)として設定している。

## (添付2) 補助事業における利益等排除について

### 1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者(間接補助事業者を含む。以下同じ。)が以下の(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とする。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く)

### 2. 利益等排除の方法

#### (1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

#### (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

#### (3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するとともに、その根拠となる資料も提出すること。

以上



### (添付3) 電気自動車等導入補助事業管理規程

1. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
2. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。
3. 補助金の交付を受けた者は一定期間内において、処分を制限された取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け（リース事業者を除く）、廃棄又は担保に供すること）してはならない。
4. 前項の期間は補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数を勘案して、別に定める期間とする。（注）
5. 補助金の交付を受けた者は前項の規定により定められた期間内において処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。
6. センターは、補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると認められるときには、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。
7. センターは、第6項の場合には、期限を付してその収入の全部又は一部の納付を補助金の交付を受けた者に対して命ずることができる。
8. センターは、財産処分の制限等で補助金の返納が求められた補助金の交付を受けた者からの新しい申請について、返納が完了したことをセンターが確認するまで受付けを拒否することができる。

（注）期間は、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（電気自動車等導入補助事業）交付規程第18条第2項に基づくクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（電気自動車等導入補助事業）業務実施細則別表7に定められた期間とする。

## (添付4) 取得財産等の処分を制限する期間

### ○クリーンエネルギー自動車

	貸自動車業用車両		自家用車両(前掲以外のもの)	
	処分制限 期間	省令による区分 ※2	処分制限 期間	省令による区分
乗用車	5年	「大型乗用車」 総排気量3ℓ以上のもの	6年	総排気量0.66ℓ超のもの
	4年	「大型乗用車」以外で 総排気量2ℓ超3ℓ未満の もの		
	3年	「小型車」 総排気量2ℓ以下のもの		
貨物車	4年	積載量2トン超のもの	4年	ダンプ式
			5年	ダンプ式以外
	3年	「小型車」 積載量2トン以下のもの	4年	ダンプ式
			5年	ダンプ式以外
車いす移動車	4年	「小型車」以外	4年	「小型車」以外
	3年	「小型車」 総排気量2ℓ以下のもの	3年	「小型車」 総排気量2ℓ以下のもの
軽自動車	3年	「小型車」 総排気量2ℓ以下のもの 貨物自動車にあつては、積 載量が2ℓ以下のもの	4年	「小型車」 総排気量0.66ℓ以下の もの
原付4輪	3年	「小型車」 総排気量2ℓ以下のもの	4年	「小型車」 総排気量0.66ℓ以下の もの
原付2輪			3年	「二輪または三輪自動車」

※1 貸自動車業用車両とはいわゆるレンタカー用車両であり、リース用車両でないことに注意。

※2 自家用車両とはいわゆる白ナンバー車両を指す。

※3 本表は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に準じて作成しており、省令とは当該省令を指す。

※4 排気量を持たない電気自動車については、そのベース車両の排気量に基づき区分する。なお、電気自動車のうち軽自動車に該当するものについては耐用年数通達2-5-11に基づく。

※5 上記の表に該当しない車両が補助対象となる場合は、省令に準じて別途設定するとともに、センターにおいて本表の追加・修正を行う。

### ○充電設備

充電設備 (取得価格が50万円以上のもの)	8年
--------------------------	----

## Ⅱ. 補助金交付申請

### Ⅱ-1. 地方公共団体・その他の法人

#### 【 交付申請書 】

★説明 .....	Ⅱ-2～5
★記入例	
○補助金交付申請書 <様式1-1> .....	Ⅱ-6
○取得財産等管理台帳・取得財産等明細表<様式18> ...	Ⅱ-8
○下取車入庫証明書<様式7> .....	Ⅱ-9

#### ★様式集（様式はコピーして使用して下さい。）

○補助金交付申請書 <様式1-1> .....	Ⅱ-10
○取得財産等管理台帳・取得財産等明細表<様式18> ...	Ⅱ-12
○下取車入庫証明書<様式7> .....	Ⅱ-13

## ○地方公共団体・その他の法人の補助金交付申請

**補助金を受けた車両は処分制限期間の保有義務が生じます。**

必要な書類		記入例掲載ページ	様式掲載ページ
(1)	補助金交付申請書 ＜様式第1-1＞ 全2枚	Ⅱ-6	Ⅱ-10
(2)	登記簿謄本(写し)、現在事項全部証明書(写し)、 履歴事項全部証明書(写し) いずれか1つ。 (発行から3ヶ月以内のもの)	—	—
(3)	補助対象車両の自動車検査証(写し)又は標識交付証明書(写し)	—	—
(4)	保管場所標章番号通知書(写し)又は使用者が契約者である任意自動車 保険契約書(写し)等 ＜ローン購入の場合のみ＞	—	—
(5)	車両代金支払証憑(写し) (車両代金支払いの領収証の写し等)	—	—
(6)	取得財産等管理台帳・取得財産等明細表 ＜様式 18＞	Ⅱ-8	Ⅱ-1 2
(7)	下取車入庫証明書＜下取車がある場合のみ＞ ＜様式 7＞	Ⅱ-9	Ⅱ-1 3
(8)	＜型式不明車両のみ＞事前に承認を受けている補助対象車両の 仕様と同一であることを証する製造事業者発行の書面	—	—
(9)	車両購入の注文書(写し)、請求書(写し)契約書(写し)等いずれか 1つ。(※支払証憑に本体価格が明示されている場合は不要)	—	—

### 書類提出にあたっての注意

(1) 補助金交付申請書(車両1台につき1枚提出して下さい。)

#### 1. 申請者に関する事項

- 全てを記入し社印を捺印して下さい。
- 法人からの申請は代表権をお持ちの方の名前でお願い致します。支店等から申請する場合は、支店が登記されていること、及び支店等の代表者が代表権をお持ちであることが必要です。支店等の代表者が代表権をお持ちでない場合は、代表権者から申請者への委任状を添付して下さい。
- 車庫証明の関係から自動車検査証上の使用者名が個人名にならざるを得ないなどの場合は、理由書(一般社団法人次世代自動車振興センター宛で、社名・代表者名・捺印のあるもの)を添付して下さい(この場合でも使用者名は登記簿謄本に掲載されている方に限ります)。

#### 2. 車両に関する事項

- 自動車検査証上又は標識交付証明書等を見ながらお書き下さい。

#### 3. 補助金額に関する事項

- ア・・・購入費用(諸費用、消費税を除いた車両価格)＜支払証憑又は注文書等で金額が確認できること。)
- イ・・・基礎額(「銘柄ごとの補助金交付上限額」の一覧表から転記)
- ウ・・・補助対象経費(ア-イ)
- エ・・・ウ×1/2補助率(原付は1/4) 1万円未満を切捨てた金額を記入

オ・・・補助金上限額(「銘柄ごとの補助金交付上限額」を確認)

カ・・・補助金額(エ又はオの低い方の金額を記入)

補助金額の計算例がP I -5にあります。確認して下さい。

#### 4. 申請要件等の確認

①～③・・・すべての申請者共通

④・・・申請者が主として自動車を販売する法人のみ有効

自動車販売業者が申請する場合について(交付規程第6条第2項及び別表3)

I 販売促進活動に使用する車両(展示・試乗車等)は対象外です。

II 販売促進活動に使用しない場合であっても、以下の2つの条件を共に満たすことが必要です。

◎当該車両(今回購入し補助金申請した車両)の登録日前1年以内に同種の車両を販売していないこと。

◎当該車両(今回購入し補助金申請した車両)の登録日後1年以内に同種の車両を販売しないこと。

なおIIについては次の①②のどちらかに該当すれば自動車販売業者とみなしません。

①直近の会計年度における総売上に占める自動車販売(新車販売に係るもの)に係る売上の比率が15%以下である場合

②直近の会計年度において年間の新車販売台数が20台以下である場合

⑤・・・確認不要

★自署欄 内容を確認後に代表者の自署(フルネームでお願いします。)又は押印(代表者のゴム印。但しフルネームでお願いします。)をして下さい。

#### 5. 国内クレジット制度への参加

申請者が個人の場合のみ有効です。「いいえ」に○印を記入して下さい。

#### 6. 販売店に関する事項

申請者が車両を購入する販売会社名を正確に記入して下さい。

#### 7. 申請者の連絡先に関する事項

全てを記入のこと。

申請書は2枚です。【申請内容確認欄】お手数ですがご記入をお願いします。

#### 8. リース契約に関する事項

記入は不要です。

#### 9. 利益等排除に関する事項(P I -10添付2参照)

申請者と今回購入する車両のメーカーとの資本関係の有無を確認します。

資本関係がある場合は出資比率がわかる書類を添付及び出資比率を記入して下さい。

#### 10. 利用形態に係る確認

(1)のア～エのいずれかに○印を記入して下さい。

#### 11. 振込先

補助金の振込先は必ず申請者名義の口座を指定して下さい。代表者等の個人名の口座には振り込めません。記入漏れや記入間違いの無いようお願い致します。口座名義のフリガナは必ず記入して下さい。(記載の誤りなどにより振込みが出来ないケースが多くあります。通帳等のコピーを添付することをお願いいたします。)

振込先がゆうちょ銀行の場合は、銀行振込み用の3桁+7桁のコードを記入して下さい。

(2) 登記簿謄本(写し)、現在事項全部証明書(写し)、履歴事項全部証明書(写し)いずれか1つ。

発行後3ヶ月以内のものをご提出下さい。複数台数申請の場合、1部で結構です。

(3) 補助対象車両の自動車検査証(写し)(運輸支局長印のあるもの。登録事項等通知書は無効)又は標識交付証明書(写し)

- ・ 原動機付自転車の場合で、標識交付証明書が発行されない場合は、軽自動車税申告書控(写し)又は標識届出証明(写し)等を提出して下さい。
- ・ 申請者、車両所有者、使用者が全て一致していることが必要です。  
ただしローン購入の場合は所有者が販売店又はファイナンス会社でも可((4)を参照)  
(追加資料が必要注1)

(4) クレジット契約等により車検証の所有者と使用者が異なる場合注1

申請者が真に車両の使用者であることを確認する下記いずれかの書類の提出が必要です。

- ・ 保管場所標章番号通知書の写し
- ・ 申請者が保険契約者である自動車保険証(任意保険)の写し(自賠責保険は不可)

**※自動車検査証及び標識交付証明書等の所有者が販売店又はファイナンス会社で良いのはローン購入の場合のみです。それ以外は認められませんのでご注意ください。**

(5) 車両代金支払証憑(写し)

- ・ **代金の全額分の支払証憑(写し)が必要です。**
- ・ 支払証憑(写し)は、申請者宛ての領収証(申請者が受け取ったものの写し)、又は銀行振込み等で領収証の無いものについては、銀行発行の振込み証明書の写し(振込金受取書等の写し)等を提出して下さい。**ローン購入の場合はクレジット会社宛ての領収証でも可ですが併記等により申請者名の明記が必要です。**

**※領収額が不足の場合で内訳が不明のときは、車両本体からの値引きとみなします。**

支払証憑(写し)には次のものを含むものとします。

- ・ コンピューターによる振込みの場合には、領収証(写し)又は銀行発行の「振込み受託書」(写し、振込完了が記載されているもの)。
- ・ 代金支払証憑に車両本体価格の区別がない場合は、注文書の写し、請求書の写し等の内訳の明細が分かる書類を添付して下さい。
- ・ 下取車を車両代金の一部に充当した場合は、査定士による「適正下取価格」が明記された車両販売会社発行の「下取車入庫証明書」が必要です。その場合は内訳明細書(契約書、注文書、請求書など)等に下取車の明細を記載して下さい。
- ・ 申請者が車両代金の支払いのため銀行又はクレジット会社のローンを利用した場合は、車両販売会社から銀行又はクレジット会社宛ての領収証に申請者名が明記され、当該申請車両代金全額の支払いが確認できるものを添付して下さい。

注) 手形払いは補助対象となりません。

注) 入金証明書の類は領収証として扱えません。

(6) 取得財産等管理台帳・取得財産等明細表

- ・ 取得車両の単価は、税抜きの購入価格(諸費用、消費税を除いた車両本体価格の実際の取得額)をお書き下さい。
- ・ 複数台数報告の場合、1枚に記載して下さい。

(7) 下取車入庫証明書

- ・ 下取車が代金の一部に充当されている場合は「下取車入庫証明書」が必要です。「下取車入庫証明書」には、販売会社名、㊦、代表者又は営業所長名、㊦、査定士登録番号と査定士の㊦を忘れないこと。

- (8) 申請対象の型式不明車両の仕様が事前に承認を受けている補助対象車両と同一であることを証するメーカー又はメーカーの委託を受けた輸入事業者発行の確認書が必要です。
- (9) 車両購入の注文書(写し)、請求書(写し)契約書(写し)等  
支払証憑等で購入費用(諸費用、消費税を除いた車両価格)が確認できる場合は不要です。

## 提出期限

- ・ 初度登録した日から1ヶ月以内です。(消印有効)
- ・ 車両代金の支払いが完了していない場合には、車両本体全額の支払いを完了した上で初度登録した日の翌々月末日までです。(消印有効)
- ・ 年度末は平成25年3月7日(必着)までに提出すること。

期限内に提出がない場合は補助金交付ができませんのでご承知おき下さい。

## ★書類提出にあたり、以下の点をもう一度ご確認ください★

交付申請書の提出にあたり、以下のチェックリストでもう一度ご確認ください。

- 車両1台につき1枚の申請書になっていますか？
- 提出期限には間に合っていますか？
- 申請書等は記入例に従い全て必要記入欄にもれなく記入されていますか？
- 必要書類は全て整っていますか？
- 申請者、補助金振込口座名、自動車検査証の所有者、(ローン購入の場合は使用者)領収証の宛名は全て一致していますか？
- 自動車検査証及び標識交付証明書の所有者と使用者は一致していますか？  
(一致していない場合はPⅡ-4(4)を参照して下さい。)
- 補助金振込み口座名義のフリガナは合っていますか？
- 購入する補助対象車両は、一定期間保有する義務があることを理解されましたか？

※ 書類に不備がある場合は提出されたとみなしません。

**記入例**  
**メーカー●●●自動車**の**車名▲▲▲QC付4人(定価450万円)**を**400万円**で購入した場合  
 <基礎額:160万円 補助金上限額:100万円>

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)補助金交付申請書 全2枚中の1枚目  
発送日を記入

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿 申請日 平成 24 年 4 月 28 日

私(申請者)は、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)交付規程第6条第1項の規定に基づき、以下の通り申請いたします。

**1. 申請者に関する事項**

(1)住所	〒 1 0 5 - 0 0 0 1 東京 <small>都道府県</small> 港区虎ノ門1丁目1番1号		
(2)氏名又は名称	氏名 (法人等の場合 : 虎ノ門町役場 は名称)	フリガナ トラノモンマチヤクバ	
(3)代表者名	代表者名: 町長 小林 三郎	フリガナ コバヤシ サブロウ <small>※個人の場合は記入不要</small>	
(4)申請者の分類	ア. 地方公共団体 イ. 個人 ウ. 法人(リース会社を除く) エ. リース会社 ※該当するものに○		

**2. 車両に関する事項**

(1)車両の種類	ア. 電気自動車 イ. プラグインハイブリッド自動車 ウ. クリーンディーゼル自動車 ※該当するものに○		
(2)自動車登録番号又は車両番号	(例)品川012あ3456 品川321む1234	(3)登録年月日/交付年月日	平成 24 年 4 月 11 日
(4)車名等	メーカー名 ●●●自動車	車名 ▲▲▲ QC付4人	型式 ZAA-○○○
			車台番号 ○○○-7654321

**3. 補助金額に関する事項**

(1)補助対象経費	ア. 購入費用(諸費用、消費税を除く) 4,000,000 円 - イ. 基礎額 1,600,000 円 = ウ. 補助対象経費 2,400,000 円 <small>※イ. はセンターHP又はディーラー等に確認の上、ご記入ください。</small>
(2) (1)×補助率	(1)ウ. 補助対象経費 × 1/2(原付は1/4) = エ. 1,200,000 円 <small>※1万円未満切り捨て</small>
(3)補助上限額	オ. 1,000,000 円 <small>※センターHP又はディーラー等に確認</small>
(4)補助金申請額	カ. 1,000,000 円 <small>※エ又はオの低い方を記入</small> 交付決定額

**4. 申請要件等の確認**

以下の内容に間違いありません。 **確認の自署又は押印( 小林 三郎 )**

①申請車両に対して、本補助金以外に国からの補助金(センターが認める補助金は除く)を受領していないこと。  
 ②センターから求められた場合は、走行データ機材の搭載及び国・センターへのデータ提供の承諾書(国・センターの定める様式)の提出。  
 ③展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用するものではないこと。  
 ④過去1年以内に補助金の申請車両と同種の車両を販売しておらず、  
 ⑤月々のリース料金に補助金相当額分の値下げを反映します。

代表者の自署が出来ない場合は代表者名のゴム印でも可。但し共にフルネームでお願いします。

ア・・・諸費用、消費税を除いた車両価格<内訳明細表等で金額が確認が出来ること。>  
 イ・・・銘柄ごとの交付上限額の一覧表から転記  
 ウ・・・アイ  
 エ・・・ウ×1/2  
 オ・・・銘柄ごとの交付上限額の一覧表から転記  
 <(別表1)銘柄ごとの交付上限額の一覧表を確認の上<車名><基礎額>等をご記入下さい。

**5. 国内クレジット制度への参加**

(1)申請者が個人であり、かつ、車両が型式指定を受けた電気自動車に該当しますか。	はい・いいえ
(2)((1)が「はい」の場合、)次のア又はイのいずれかにより国内クレジット制度に参加します。	ア・イ

ア. 私(申請者)は、センターが指定する国内クレジット事業実施団体への入会、当該団体及び国への個人情報の提供その他国内クレジット制度への寄与に係るセンターの求めに応じることを了承します。  
 イ. 私は、自ら又は他の団体への入会により、国内クレジットに係る排出削減事業に参加します。  
 事業名: ( )

**6. 販売店に関する事項(審査上の確認をする場合があるため、販売店への確認又は記入依頼により正確にご記入ください。)**

(1)店名等	社名 株式会社虎ノ門自動車	所在地 東京都港区虎ノ門2丁目5番5号
(2)連絡先等	TEL ( 03 - 5678 - 1234 ) FAX ( 03 - 5678 - 1235 )	担当者名 ( 虎ノ門 太郎 )

**7. 申請者の連絡先に関する事項**

(1)担当者名	氏名 鈴木 一郎	フリガナ スズキ イチロウ	※申請者が個人の場合は「申請者本人」と記載
(2)所属部署	総務部車両課		※申請者が個人の場合記入不要
(3)TEL・FAX	TEL ( 03 - 1234 - 5678 ) FAX ( 03 - 1234 - 5679 )		※日中連絡できるTELを記入

誤記修正時に必要です。必ず押印して下さい。

\*一般社団法人次世代自動車振興センターのクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)は、経済産業省が定めたクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金を民間団体等に交付するものです。





クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)補助金交付申請書(つづき)

<b>【申請内容確認欄】</b> ※申請書1枚目からのつづきであることの確認		
(1) 申請者氏名又は名称	虎ノ門町役場	※1枚目の1. (2)と同一
(2) 自動車登録番号又は車両番号	品川321む1234	※1枚目の2. (2)と同一

8. リース契約に関する事項(申請者がリース会社である場合に記入)

(1) 使用・賃借者名	フリガナ	※自動車検査証の使用 者名義と一致のこと
(2) 使用・賃借者住所	〒 □□□-□□□□ □□□□ □□□□	都道府県 使用者の本社の 住所を記入
(3) 連絡先等	TEL ( - - ) ( - - ) ( - - )	FAX ( - - ) ( - - ) ( - - ) 所属・担当者 ※日中連絡で きるTEL番号

9. 利益等排除に関する事項(申請者が法人である場合に記入)

申請者(リース会社の場合は使用・賃借者)と補助対象車両メーカーとの資本関係(以下の該当するものに○)  
 ア. 申請者自身が補助対象車両のメーカーである(自社製品を申請)。  
 イ. 100%同一の資本に属するグループ企業である。  
 ウ. 関係会社(資本関係があるが100%未満)である。( % )  
 エ. 資本関係はない。

※資本関係のある会社から調達を受ける場合には、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)交付規程第6条第6項及び業務実施細則第5条別表5による利益等排除が適用され、必要に応じて補助金申請額から減額の上で補助金交付決定いたします。

10. 利用形態に係る確認

(1) 地方公共団体・法人の場合	該当に○	ア. 配送	イ. 営業・連絡	ウ. レンタカー	エ. 送迎
(2) 個人の場合	該当に○	ア. 業務用(個人事業用)	イ. 業務用以外(通勤・レジャー等)		

11. 振込先

補助金振込先	フリガナ	トラノモンマチヤクハ				※記載内容に誤りがあると、補助金が支払えなくなる場合がありますので通帳を見ながら正確に記入して下さい。					
	口座名義	虎ノ門町役場									
	金融機関名と店名	名称	平成	銀行コード	虎ノ門	支店コード					
		<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 信組 (その他 )			<input type="checkbox"/> 本店 <input checked="" type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所						
口座番号	預金種目(該当するものに×を記入)					口座番号(右詰で記入)					
	<input checked="" type="checkbox"/> 普通・総合 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他					1	2	3	4	5	6

○添付書類等チェック欄

- 申請者確認のための本人(法人)確認資料(免許証、登記簿謄本の写し等)
- 導入車両確認のための自動車検査証(原付の場合は標識交付証明書)の写し
- 自動車検査証の「型式」欄に「不明」と記載されている場合、補助対象車両であることについてのメーカー等の確認書
- クレジット契約等により、自動車検査証に記載される「所有者」と「使用者」が異なる場合、申請者が真に車両の使用者であることを確認する書類(保管場所標章番号通知書、申請者が保険契約者である自動車保険証券の写し等)
- 代金支払証憑の写し(車両本体価格の区別がない場合、注文書、請求書の写し等の内訳の明細が分かる資料を補足)
- リース契約の場合、リース契約書の写し
- リース契約の場合、貸与料金の算定根拠明細書(様式6)
- 下取価格を購入費用に充当した場合は、下取車入庫証明書(様式7)
- 利益等排除規定が適用される場合、メーカーとの資本関係を表す書類の写し
- 取得財産管理台帳・取得財産等明細書の写し(様式18)

誤記修正時に必要です。必ず押印して下さい。1枚目と同じ印をお願いします。

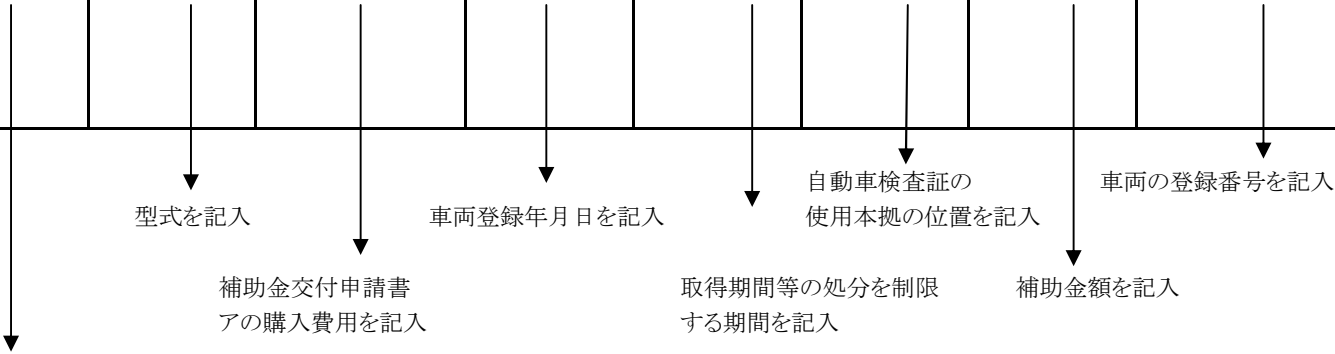


<b>【センター使用欄】</b>	保有期間	リース期間	センター確認				
------------------	------	-------	--------	--	--	--	--

記入例

取得財産等管理台帳・取得財産等明細表

区分 財産名	型式	単価 (円) (税抜き)	取得年月日 (充電設備の 場合は、設置 完了日)	処分制限期間 (年)	保管場所	補助金額 (万円)	備考 (自動車は車両登録 番号、充電設備は 製造番号を記載)
●●●● ▲▲▲▲ QC付 4人	ZAA-○○○	4,000,000	24.04.11	6	東京都港区 虎ノ門1丁目 1番1号	100	品川321む1234



申請書の車名欄を記入して下さい。  
 (銘柄ごとの補助金交付上限額(別表1)に記載の車名の通りすべて記入して下さい。)

(注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が交付規程に定める処分制限額以上の財産とする。

記入例

下取車入庫証明書

平成 24 年 4 月 28 日

一般社団法人次世代自動車振興センター  
代表理事 殿

※社印と責任者印は  
両方必要です。

< 車 両 販 売 会 社 >

住所 東京都港区虎ノ門2丁目5番地5号

名称 株式会社虎ノ門自動車 北新橋営業所

代表者又は  
営業所長名 北営業所長 松 たか夫

販売会社の社印  
(角印等)を捺印



責任者印 松

責任者の認印を  
捺印

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)の補助金交付申請車両の  
下取車(車両代金の一部)として、下記車両が入庫されたことを証明します。

記

下 取 車 両 明 細	
車両登録番号	品川 500 さ 9876
型式	E-〇〇〇
車台番号	〇〇〇-0123456
車名	●●● ▲▲▲
使用者	虎ノ門町役場
入庫日	平成 24 年 4 月 25 日
下取価格	100,000 円

査定士登録番号	0012345678	査定士確認印
		認印

査定士の認印  
を捺印

全2枚中の1枚目

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)補助金交付申請書

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿

申請日 平成 年 月 日

私(申請者)は、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)交付規程第6条第1項の規定に基づき、以下の通り申請いたします。

1. 申請者に関する事項

Form with fields for (1)住所, (2)氏名又は名称, (3)代表者名, (4)申請者の分類. Includes a stamp area labeled '捺印'.

2. 車両に関する事項

Form with fields for (1)車両の種類, (2)自動車登録番号又は車両番号, (3)登録年月日/交付年月日, (4)車名等.

3. 補助金額に関する事項

Form with fields for (1)補助対象経費, (2)(1)×補助率, (3)補助上限額, (4)補助金申請額.

4. 申請要件等の確認

Form for confirmation of application conditions, including a self-signature or stamp area and a note section.

5. 国内クレジット制度への参加

Form with questions about participation in the domestic credit system and a response area.

6. 販売店に関する事項(審査上の確認をする場合があるため、販売店への確認又は記入依頼により正確にご記入ください。)

Form with fields for (1)店名等, (2)連絡先等.

7. 申請者の連絡先に関する事項

Form with fields for (1)担当者名, (2)所属部署, (3)TEL・FAX.

\*一般社団法人次世代自動車振興センターのクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)は、経済産業省が定めたクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金を民間団体等に交付するものです。



クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)補助金交付申請書(つづき)

<b>【申請内容確認欄】</b> ※申請書1枚目からのつづきであることの確認	
(1)申請者氏名又は名称	※1枚目の1.(2)と同一
(2)自動車登録番号又は車両番号	※1枚目の2.(2)と同一

8. リース契約に関する事項(申請者がリース会社である場合に記入)

(1)使用・賃借者名	使用者名	フリガナ	※自動車検査証の使用 者名義と一致のこと
(2)使用・賃借者住所	〒 □□□□-□□□□	都道府県	使用者の本社の 住所を記入
(3)連絡先等	TEL ( - - )	FAX ( - - )	所属・担当者 ※日中連絡で きるTEL番号

9. 利益等排除に関する事項(申請者が法人である場合に記入)

申請者(リース会社の場合は使用・賃借者)と補助対象車両メーカーとの資本関係(以下の該当するものに○)  
 ア. 申請者自身が補助対象車両のメーカーである(自社製品を申請)。  
 イ. 100%同一の資本に属するグループ企業である。  
 ウ. 関係会社(資本関係があるが100%未満)である。(      %)  
 エ. 資本関係はない。

※資本関係のある会社から調達を受ける場合には、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)交付規程第6条第6項及び業務実施細則第5条別表5による利益等排除が適用され、必要に応じて補助金申請額から減額の上で補助金交付決定いたします。

10. 利用形態に係る確認

(1)地方公共団体・法人の場合	該当に○	ア. 配送	イ. 営業・連絡	ウ. レンタカー	エ. 送迎
(2)個人の場合	該当に○	ア. 業務用(個人事業用)	イ. 業務用以外(通勤・レジャー等)		

11. 振込先

補助金振込先	フリガナ										
	口座名義										
	金融機関名と店名	名称	銀行コード	支店コード							
		□ 銀行 □ 信金 □ 信組 (その他      )	□□□□	□ 本店 □ 支店 □ 出張所	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□
口座番号	預金種目(該当するものに×を記入)					口座番号(右詰で記入)					
	□ 普通・総合 □ 当座 □ 貯蓄 □ その他										

○添付書類等チェック欄

- 申請者確認のための本人(法人)確認資料(免許証、登記簿謄本の写し等)
- 導入車両確認のための自動車検査証(原付の場合は標識交付証明書)の写し
- 自動車検査証の「型式」欄に「不明」と記載されている場合、補助対象車両であることについてのメーカー等の確認書
- クレジット契約等により、自動車検査証に記載される「所有者」と「使用者」が異なる場合、申請者が真に車両の使用者であることを確認する書類(保管場所標章番号通知書、申請者が保険契約者である自動車保険証券の写し等)
- 代金支払証憑の写し(車両本体価格の区別がない場合、注文書、請求書の写し等の内訳の明細が分かる資料を補足)
- リース契約の場合、リース契約書の写し
- リース契約の場合、貸与料金の算定根拠明細書(様式6)
- 下取価格を購入費用に充当した場合は、下取車入庫証明書(様式7)
- 利益等排除規定が適用される場合、メーカーとの資本関係を表す書類の写し
- 取得財産管理台帳・取得財産等明細書の写し(様式18)

捨印

<b>【センター使用欄】</b>	保有期間	リース期間	センター確認		
------------------	------	-------	--------	--	--

取得財産等管理台帳・取得財産等明細表

区分 財産名	型式	単価 (円) (税抜き)	取得年月日 (充電設備の 場合は、設置 完了日)	処分制限期間 (年)	保管場所	補助金額 (万円)	備考 (自動車は車両登録 番号、充電設備は 製造番号を記載)

(注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が交付規程に定める処分制限額以上の財産とする。

下取車入庫証明書

平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター  
代表理事 殿

< 車 両 販 売 会 社 >

住所

名称

社印

代表者又は  
営業所長名

責任者印

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車導入補助事業)の補助金交付申請車両の下取車(車両代金の一部)として、下記車両が入庫されたことを証明します。

記

下 取 車 両 明 細	
車両登録番号	
型式	
車台番号	
車名	
使用者	
入庫日	平成 年 月 日
下取価格	円

査定士登録番号		査定士確認印





## Ⅱ. 補助金交付申請

### Ⅱ-2. 個人

#### 【 交付申請書 】

★説明 ..... Ⅱ 1 6 ~ 1 9

#### ★記入例

- 補助金交付申請書 <様式 1 - 1 > ..... Ⅱ-2 0
- 取得財産等管理台帳・取得財産等明細表 <様式 1 8 > ... Ⅱ-2 2
- 下取車入庫証明書 <様式 7 > ..... Ⅱ-2 3

#### ★様式集 (様式はコピーして使用して下さい。)

- 補助金交付申請書 <様式 1 - 1 > ..... Ⅱ-2 4
- 取得財産等管理台帳・取得財産等明細表 <様式 1 8 > ... Ⅱ-2 6
- 下取車入庫証明書 <様式 7 > ..... Ⅱ-2 7

## ○ 個人の交付申請書

**補助金を受けた車両は処分制限期間の保有義務が生じます。**

必要な書類		記入例掲載ページ	様式掲載ページ
(1)	補助金交付申請書 <様式第1-1> 全2枚	II-20	II-24
(2)	本人確認書類 注1参照	—	—
(3)	補助対象車両の自動車検査証(写し)又は 標識交付証明書(写し)	—	—
(4)	保管場所標章番号通知書(写し)又は使用者が契約者である任意自動車保険 契約書(写し)等 <ローン購入の場合のみ>	—	—
(5)	車両代金支払証憑(写し) (車両代金支払いの領収証の写し等)	—	—
(6)	取得財産等管理台帳・取得財産等明細表 <様式 18>	II-22	II-26
(7)	下取車入庫証明書(※下取車がある場合) <様式 7>	II-23	II-27
(8)	<型式不明車両のみ>事前に承認を受けている補助対象車両の仕様 と同一であることを証する製造事業者発行の書面	—	—
(9)	車両購入の注文書(写し)、請求書(写し)契約書(写し)等いずれか 1つ。(※支払証憑に本体価格が明示されている場合は不要)	—	—

### 書類提出にあたっての注意

(1) 補助金交付申請書(車両1台につき1枚提出して下さい。)

1. 申請者に関する事項

・全てを記入し捺印して下さい。

2. 車両に関する事項

・自動車検査証上又は標識交付証明書等を見ながらお書き下さい。

3. 補助金額に関する事項

ア…購入費用(諸費用、消費税を除いた車両価格) <支払証憑又は注文書等で金額が確認できること。)

イ…基礎額(「銘柄ごとの補助金交付上限額」の一覧表から転記)

ウ…補助対象経費(ア-イ)

エ…ウ×1/2補助率(原付は1/4) 1万円未満を切捨てた金額を記入

オ…補助金上限額(「銘柄ごとの補助金交付上限額」を確認)

カ…補助金額(エ又はオの低い方の金額を記入)

補助金額の計算例がP I -5にあります。確認して下さい。

4. 申請要件等の確認

①～③…すべての申請者共通

④⑤確認は不要です。

★自署 内容を確認後に自署して下さい。(フルネームでお願いします。)

5. 国内クレジット制度への参加 詳細はP I-3、注3参照  
 ★車両が型式指定を受けた電気自動車を申請する場合のみ該当します。  
 【平成24年4月現在 ニッサンリーフ、三菱 i-MiEV、三菱ミニキャブ・ミーブ】
6. 販売店に関する事項  
 申請者が購入する販売会社名を正確に記入して下さい。
7. 申請者の連絡先に関する事項  
 全てを記入して下さい。  
 申請書は2枚です。【申請内容確認欄】お手数ですがご記入をお願いします。
8. リース契約に関する事項  
 記入は不要です。
9. 利益等排除に関する事項(P I-10別添付2参照)  
 申請者と今回購入する車両のメーカーと資本関係の有無を確認します。  
 個人申請の場合は「エ.資本関係はない」になります。
10. 利用形態に係る確認  
 (2)のア・イのいずれかに○印を記入  
 ※個人事業者として申請する場合には「ア」に○印を記入して下さい。
11. 振込先  
 補助金の振込先は必ず申請者名義の口座を指定して下さい。家族の口座には振り込めません。記入漏れや記入間違いの無いようお願い致します。口座名義のフリガナは必ず記入して下さい。(記載の誤りなどにより振込みが出来ないケースが多くあります。通帳等のコピーを添付することをお願いいたします。)  
**振込先がゆうちょ銀行の場合は、銀行振込み用の3桁+7桁のコードを記入してください。**  
 ※個人事業者で口座名義に屋号が付く場合には別途証明書が必要な場合がありますので  
 ご承知おき下さい。

## (2) 本人確認書類

申請者の氏名、現住所が確認できる公的なもの(印鑑登録証明書(写し)、住民票(写し)、運転免許証(写し)、健康保険証(写し)等の、いずれか1通)で全て有効期限内のもの。有効期限が無い場合は、発行日から3ヶ月以内のものに限ります。

## (3) 補助対象車両の自動車検査証(写し)(運輸支局長印のあるもの。登録事項等通知書は無効)又は標識交付証明書(写し)

- ・ 原動機付自転車の場合で、標識交付証明書が発行されない場合は、軽自動車税申告書控(写し)又は標識届出証明(写し)等を提出して下さい。
- ・ 申請者、車両所有者、使用者が全て一致していることが必要です。  
 ただしローン購入の場合は所有者が販売店又はファイナンス会社でも可(追加資料が必要)((4)参照)

※個人事業者の申請で所有者又は使用者(ローン購入の場合のみ)名が屋号の場合には別途証明書が必要です。

## (4) クレジット契約等により車検証の所有者と使用者が異なる場合

申請者が真に車両の使用者であることを確認する下記いずれかの書類の提出が必要です。

- ・ 保管場所標章番号通知書の写し
- ・ 申請者が保険契約者である自動車保険証(任意保険)の写し(自賠責保険は不可)

※自動車検査証及び標識交付証明書等の所有者が販売会社又はファイナンス会社で良いのはローン購入の場合のみです。それ以外は認められませんのでご注意下さい。

## (5) 車両代金支払証憑(写し)

- ・ 代金の全額分の支払証憑(写し)が必要です。
- ・ 支払証憑(写し)は、申請者宛での領収証(申請者が受け取ったものの写し)、又は銀行

振込み等で領収証の無いものについては、銀行発行の振込み証明書の写し(振込金受取書等の写し)等を提出して下さい。ローン購入の場合はクレジット会社宛での領収証でも可ですが併記等により申請者名の明記が必要です。

※領収額が不足の場合で内訳が不明のときは、車両本体からの値引きとみなします。

支払証憑(写し)には次のものを含むものとします。

- ・ コンピューターによる振込みの場合には、領収証(写し)又は銀行発行の「振込み受託書」

(写し、振込完了が記載されているもの)。

- ・ 代金支払証憑に車両本体価格の区別がない場合は、注文書の写し、請求書の写し等の内訳の明細が分かる書類を添付
- ・ 下取車を車両代金の一部に充当した場合は、査定士による「適正下取価格」が明記された車両販売会社発行の「下取車入庫証明書」が必要です。その場合は内訳明細書(契約書、注文書、請求書など)等に下取車の明細を記載して下さい。
- ・ 申請者が車両代金の支払いのため銀行又はクレジット会社のローンを利用した場合は、車両販売会社から銀行又はクレジット会社宛での領収証に申請者名が明記され、当該申請車両代金全額の支払いが確認できるもの。

注)手形払いは補助対象となりません。

注)入金証明書の類は領収証として扱えません。

(6)取得財産等管理台帳・取得財産等明細表

- ・ 取得車両の単価は、税抜きの購入価格(諸費用、消費税を除いた車両価格車両本体価格の実際の取得額)をお書き下さい。
- ・ 複数台数報告の場合、1枚に記載して下さい。

(7)下取車入庫証明書

- ・ 下取車が代金の一部に充当されている場合は「下取車入庫証明書」が必要です。「下取車入庫証明書」には、販売会社名、㊦、代表者又は営業所長名、㊦、査定士登録番号と査定士の㊦を忘れないようにして下さい。

(8)申請対象の型式不明車両の仕様が事前に承認を受けている補助対象車両と同一であることを証するメーカー又はメーカーの委託を受けた輸入事業者発行の確認書が必要です。

(9)車両購入の注文書(写し)、請求書(写し)契約書(写し)等

支払証憑で購入費用(諸費用、消費税を除いた車両価格)が確認できる場合は不要です。

## 提出期限

- ・ 初度登録した日から1ヶ月以内です。(消印有効)
- ・ 車両代金の支払いが完了していない場合には、車両本体全額の支払いを完了した上で初度登録した日の翌々月末日までです。(消印有効)
- ・ 年度末は平成25年3月7日(必着)までに提出すること。

期限内に提出がない場合は補助金交付ができませんのでご承知おき下さい。

## ★書類提出にあたり、以下の点をもう一度ご確認ください★

交付申請書の提出にあたり、以下のチェックリストでもう一度ご確認ください。

- 車両1台につき1枚の申請書になっていますか？
- 提出期限には間に合っていますか？
- 必要書類は全て整っていますか？
- 申請者、補助金振込口座名、車両注文主、自動車検査証の所有者、(ローン購入の場合は使用者)領収証の宛名は全て一致していますか？
- 自動車検査証及び標識交付証明書の所有者と使用者は一致していますか？  
(一致していない場合はPⅡ-4を参照して下さい。)
- 補助金振込み口座名義のフリガナは合っていますか？
- 購入する補助対象車両は、一定期間保有する義務があることを理解されましたか？

※ 書類に不備がある場合は提出されたとはみなしません。

**記入例**  
**メーカー●●●自動車**の**車名▲▲▲QC付4人(定価450万円)**を**400万円**で購入した場合  
 <基礎額:160万円 補助金上限額:100万円>

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)補助金交付申請書 全2枚中の1枚目 発送日を記入

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿 申請日 平成 24 年 4 月 28 日

私(申請者)は、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策補助金(電気自動車等導入補助事業)交付規程第6条第1項の規定に基づき、以下の通り申請いたします。

**1. 申請者に関する事項**

(1)住所	〒 1 0 5 - 0 0 0 1 東京 <small>都道府県</small> 港区虎ノ門2丁目2番5号		
(2)氏名又は名称	氏名 (法人等の場合は名称) 桜 次郎	フリガナ サクラ ジロウ	
(3)代表者名	代表者名: ※個人の場合は記入不要		
(4)申請者の分類	ア. 地方公共団体 <input checked="" type="radio"/> イ. 個人 <input type="radio"/> ウ. 法人(リース会社を除く) <input type="radio"/> エ. リース会社 <input type="radio"/> ※該当するものに○		

**2. 車両に関する事項**

(1)車両の種類	<input checked="" type="radio"/> ア. 電気自動車 <input type="radio"/> イ. プラグインハイブリッド自動車 <input type="radio"/> ウ. クリーンディーゼル自動車 ※該当するものに○		
(2)自動車登録番号又は車両番号	(例)品川012あ3456 品川321む1234	(3)登録年月日/交付年月日	平成 24 年 4 月 11 日
(4)車名等	メーカー名 ●●●自動車	車名 ▲▲▲ QC付4人	型式 ZAA-○○○
		車台番号 ○○○-7654321	

**3. 補助金額に関する事項**

(1)補助対象経費	ア. 購入費用(諸費用、消費税を除く) 4,000,000 円 - イ. 基礎額 1,600,000 円 = ウ. 補助対象経費 2,400,000 円 ※イ. はセンターHP又はディーラー等に確認の上、ご記入ください。
(2) (1)×補助率	(1)ウ. 補助対象経費 × 1/2(原付は1/4) = エ. 1,200,000 円 ※1万円未満切り捨て
(3)補助上限額	オ. 1,000,000 円 ※センターHP又はディーラー等に確認
(4)補助金申請額	カ. 1,000,000 円 ※エ又はオの低い方を記入 交付決定額

ア・・・諸費用、消費税を除いた車両価格<内訳明細表等で金額が確認が出来ること。>  
 イ・・・銘柄ごとの交付上限額の一覧表から転記  
 ウ・・・アイ  
 エ・・・ウ×1/2  
 オ・・・銘柄ごとの交付上限額の一覧表から転記  
 <(別表1)銘柄ごとの交付上限額の一覧表を確認の上<車名><基礎額>等をご記入下さい。>

**4. 申請要件等の確認**

以下の内容に間違いありません。 **確認の自署又は押印( 桜 次郎 )**

①申請車両に対して、本補助金以外に国からの補助金(センターが認める)を受領していないこと。  
 ②センターから求められた場合は、走行データ機材の搭載及び国フルネームをお願いします。  
 ③展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用すること。  
 ④過去1年以内に補助金の申請車両と同種の車両を販売しておらず。  
 ⑤月々のリース料金に補助金相当額の値下げを反映します。

**5. 国内クレジット制度への参加**

(1)申請者が個人であり、かつ、車両が型式指定を受けた電気自動車に該当しますか。	<input checked="" type="radio"/> はい ・ <input type="radio"/> いいえ
(2) (1)が「はい」の場合、次のア又はイのいずれかにより国内クレジット制度に参加します。	<input checked="" type="radio"/> ア ・ <input type="radio"/> イ

ア. 私(申請者)は、センターが指定する国内クレジット事業実施団体への入会、当該団体及び国への個人情報の提供その他国内クレジット制度への寄与に係るセンターの求めに応じることを了承します。  
 イ. 私は、自ら又は他の団体への入会により、国内クレジットに係る排出削減事業に参加します。  
 事業名: ( )

**6. 販売店に関する事項(審査上の確認をする場合があるため、販売店への確認又は記入依頼により正確にご記入ください。)**

(1)店名等	社名 株式会社虎ノ門自動車	所在地 東京都港区虎ノ門2丁目5番5号
(2)連絡先等	TEL ( 03 - 5678 - 1234 ) FAX ( 03 - 5678 - 1235 )	担当者名 ( 虎ノ門 太郎 )

**7. 申請者の連絡先に関する事項**

(1)担当者名	氏名 申請者本人	フリガナ ※申請者が個人の場合は「申請者本人」と記載	
(2)所属部署	※申請者が個人の場合は記入不要		
(3)TEL・FAX	TEL ( 03 - 1234 - 5678 ) FAX ( 03 - 1234 - 5679 ) ※日中連絡できるTELを記入		

誤記修正時に必要です。必ず押印して下さい。

\*一般社団法人次世代自動車振興センターのクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)は、経済産業省が定めたクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金を民間団体等に交付するものです。

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)補助金交付申請書(つづき)

<b>【申請内容確認欄】</b> ※申請書1枚目からのつづきであることの確認		
(1)申請者氏名又は名称	桜 次郎	※1枚目の1. (2)と同一
(2)自動車登録番号又は車両番号	品川321む1234	※1枚目の2. (2)と同一

8. リース契約に関する事項(申請者がリース会社である場合に記入)

(1)使用・賃借者名	使用者名	フリガナ	※自動車検査証の使用 者名義と一致のこと
(2)使用・賃借者住所	〒 □□□-□□□□	都道府県	使用者の本社の 住所を記入
(3)連絡先等	TEL ( - - )	FAX ( - - )	所属・担当者 ※日中連絡で きるTEL番号

9. 利益等排除に関する事項(申請者が法人である場合に記入)

申請者(リース会社の場合は使用・賃借者)と補助対象車両メーカーとの資本関係(以下の該当するものに○) ア. 申請者自身が補助対象車両のメーカーである(自社製品を申請)。 イ. 100%同一の資本に属するグループ企業である。 ウ. 関係会社(資本関係があるが100%未満)である。( _____ %) エ. 資本関係はない。
※資本関係のある会社から調達を受ける場合には、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)交付規程第6条第6項及び業務実施細則第5条別表5による利益等排除が適用され、必要に応じて補助金申請額から減額の上で補助金交付決定いたします。

10. 利用形態に係る確認

(1)地方公共団体・法人の場合	該当に○	ア. 配送	イ. 営業・連絡	ウ. レンタカー	エ. 送迎
(2)個人の場合	該当に○	ア. 業務用(個人事業用)	イ. 業務用以外(通勤・レジャー等)		


11. 振込先

補助金振込先	フリガナ	サクラ シ、ロウ				※記載内容に誤りがあると、補助金が支払えなくなる場合がありますので通帳を見ながら正確に記入して下さい。					
	口座名義	桜 次郎									
	金融機関名と店名	名称	平成	銀行コード	虎ノ門	支店コード					
		<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 信組(その他 _____)	0 1 2 3	<input type="checkbox"/> 本店 <input checked="" type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所	5 3 2						
口座番号	預金種目(該当するものに×を記入)				口座番号(右詰で記入)						
	<input checked="" type="checkbox"/> 普通・総合 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他					1	2	3	4	5	6

○添付書類等チェック欄

- 申請者確認のための本人(法人)確認資料(免許証、登記簿謄本の写し等)
- 導入車両確認のための自動車検査証(原付の場合は標識交付証明書)の写し
- 自動車検査証の「型式」欄に「不明」と記載されている場合、補助対象車両であることについてのメーカー等の確認書
- クレジット契約等により、自動車検査証に記載される「所有者」と「使用者」が異なる場合、申請者が真に車両の使用者であることを確認する書類(保管場所標章番号通知書、申請者が保険契約者である自動車保険証券の写し等)
- 代金支払証憑の写し(車両本体価格の区別がない場合、注文書、請求書の写し等の内訳の明細が分かる資料を補足)
- リース契約の場合、リース契約書の写し
- リース契約の場合、貸与料金の算定根拠明細書(様式6)
- 下取価格を購入費用に充当した場合は、下取車入庫証明書(様式7)
- 利益等排除規定が適用される場合、メーカーとの資本関係を表す書類の写し
- 取得財産管理台帳・取得財産等明細書の写し(様式18)

誤記修正時に必要です。必ず押印して下さい。1枚目と同じ印をお願いします。

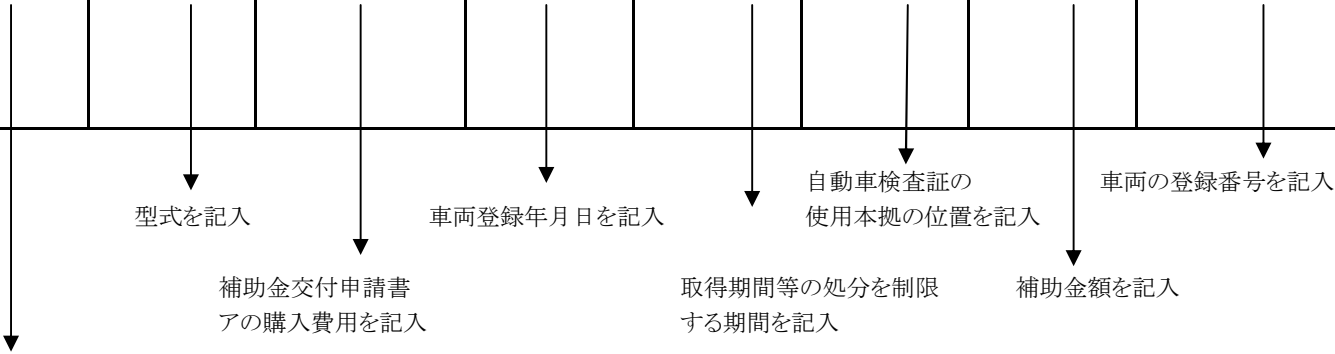


<b>【センター使用欄】</b>	保有期間	リース期間	センター確認			
------------------	------	-------	--------	--	--	--

記入例

取得財産等管理台帳・取得財産等明細表

区分 財産名	型式	単価 (円) (税抜き)	取得年月日 (充電設備の 場合は、設置 完了日)	処分制限期間 (年)	保管場所	補助金額 (万円)	備考 (自動車は車両登録 番号、充電設備は 製造番号を記載)
●●●● ▲▲▲▲ QC付 4人	ZAA-○○○	4,000,000	24.04.11	6	東京都港区 虎ノ門1丁目 1番1号	100	品川321む1234



申請書の車名欄を記入して下さい。  
 (銘柄ごとの補助金交付上限額(別表1)に記載の車名の通りすべて記入して下さい。)

(注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が交付規程に定める処分制限額以上の財産とする。



記入例

下取車入庫証明書

平成 24 年 4 月 28 日

一般社団法人次世代自動車振興センター  
代表理事 殿

※社印と責任者印は  
両方必要です。

< 車 両 販 売 会 社 >

住所 東京都港区虎ノ門2丁目5番地5号

名称 株式会社虎ノ門自動車 北新橋営業所

代表者又は  
営業所長名 北営業所長 松 たか夫

販売会社の社印  
(角印等)を捺印



責任者印 松

責任者の認印を  
捺印

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)の補助金交付申請車両の  
下取車(車両代金の一部)として、下記車両が入庫されたことを証明します。

記

下 取 車 両 明 細	
車両登録番号	品川 500 さ 9876
型式	E-〇〇〇
車台番号	〇〇〇-0123456
車名	●●● ▲▲▲
使用者	桜 次郎
入庫日	平成 24 年 4 月 25 日
下取価格	100,000 円

査定士登録番号	0012345678	査定士確認印
		認印

査定士の認印  
を捺印

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)補助金交付申請書

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿

申請日 平成 年 月 日

私(申請者)は、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)交付規程第6条第1項の規定に基づき、以下の通り申請いたします。

1. 申請者に関する事項

Form with fields for (1)住所, (2)氏名又は名称, (3)代表者名, (4)申請者の分類. Includes a stamp area labeled '捺印'.

2. 車両に関する事項

Form with fields for (1)車両の種類, (2)自動車登録番号又は車両番号, (3)登録年月日/交付年月日, (4)車名等.

3. 補助金額に関する事項

Form with fields for (1)補助対象経費, (2)(1)×補助率, (3)補助上限額, (4)補助金申請額.

4. 申請要件等の確認

Form with text for confirmation and a signature area labeled '確認の自署又は押印( )注1'.

5. 国内クレジット制度への参加

Form with fields for (1)申請者が個人であり、かつ、車両が型式指定を受けた電気自動車に該当しますか。 (2)((1)が「はい」の場合、)次のア又はイのいずれかにより国内クレジット制度に参加します。

6. 販売店に関する事項(審査上の確認をする場合があるため、販売店への確認又は記入依頼により正確にご記入ください。)

Form with fields for (1)店名等, (2)連絡先等.

7. 申請者の連絡先に関する事項

Form with fields for (1)担当者名, (2)所属部署, (3)TEL・FAX.

\*一般社団法人次世代自動車振興センターのクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)は、経済産業省が定めたクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金を民間団体等に交付するものです。



クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)補助金交付申請書(つづき)

<b>【申請内容確認欄】</b> ※申請書1枚目からのつづきであることの確認	
(1)申請者氏名又は名称	※1枚目の1.(2)と同一
(2)自動車登録番号又は車両番号	※1枚目の2.(2)と同一

8.リース契約に関する事項(申請者がリース会社である場合に記入)

(1)使用・賃借者名	使用者名	フリガナ	※自動車検査証の使用 者名義と一致のこと
(2)使用・賃借者住所	〒 □□□-□□□□	都道府県	使用者の本社の 住所を記入
(3)連絡先等	TEL ( - - )	FAX ( - - )	所属・担当者 ※日中連絡で きるTEL番号

9.利益等排除に関する事項(申請者が法人である場合に記入)

申請者(リース会社の場合は使用・賃借者)と補助対象車両メーカーとの資本関係(以下の該当するものに○)  
 ア.申請者自身が補助対象車両のメーカーである(自社製品を申請)。  
 イ.100%同一の資本に属するグループ企業である。  
 ウ.関係会社(資本関係があるが100%未満)である。( % )  
 エ.資本関係はない。

※資本関係のある会社から調達を受ける場合には、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車導入費補助事業)交付規程第6条第6項及び業務実施細則第5条別表5による利益等排除が適用され、必要に応じて補助金申請額から減額の上で補助金交付決定いたします。

10.利用形態に係る確認

(1)地方公共団体・法人の場合	該当に○	ア.配送	イ.営業・連絡	ウ.レンタカー	エ.送迎
(2)個人の場合	該当に○	ア.業務用(個人事業用)	イ.業務用以外(通勤・レジャー等)		

11.振込先

補助金振込先	フリガナ										
	口座名義										
	金融機関名と店名	名称	銀行コード	支店コード							
		銀行 信金 信組(その他 )	本店 支店 出張所								
口座番号	預金種目(該当するものに×を記入)					口座番号(右詰で記入)					
	普通・総合 当座 貯蓄 その他										

○添付書類等チェック欄

- 申請者確認のための本人(法人)確認資料(免許証、登記簿謄本の写し等)
- 導入車両確認のための自動車検査証(原付の場合は標識交付証明書)の写し
- 自動車検査証の「型式」欄に「不明」と記載されている場合、補助対象車両であることについてのメーカー等の確認書
- クレジット契約等により、自動車検査証に記載される「所有者」と「使用者」が異なる場合、申請者が真に車両の使用者であることを確認する書類(保管場所標章番号通知書、申請者が保険契約者である自動車保険証券の写し等)
- 代金支払証憑の写し(車両本体価格の区別がない場合、注文書、請求書の写し等の内訳の明細が分かる資料を補足)
- リース契約の場合、リース契約書の写し
- リース契約の場合、貸与料金の算定根拠明細書(様式6)
- 下取価格を購入費用に充当した場合は、下取車入庫証明書(様式7)
- 利益等排除規定が適用される場合、メーカーとの資本関係を表す書類の写し
- 取得財産管理台帳・取得財産等明細書の写し(様式18)

捨印

<b>【センター使用欄】</b>	保有期間	リース期間	センター確認		
------------------	------	-------	--------	--	--

## 取得財産等管理台帳・取得財産等明細表

区分 財産名	型式	単価 (円) (税抜き)	取得年月日 (充電設備の 場合は、設置 完了日)	処分制限期間 (年)	保管場所	補助金額 (万円)	備考 (自動車は車両登録 番号、充電設備は 製造番号を記載)

(注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が交付規程に定める処分制限額以上の財産とする。

下取車入庫証明書

平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター  
代表理事 殿

< 車 両 販 売 会 社 >

住所

名称

社印

代表者又は  
営業所長名

責任者印

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)の補助金交付申請車両の下取車(車両代金の一部)として、下記車両が入庫されたことを証明します。

記

下 取 車 両 明 細	
車両登録番号	
型式	
車台番号	
車名	
使用者	
入庫日	平成 年 月 日
下取価格	円

査定士登録番号		査定士確認印



## Ⅱ. 補助金交付申請書

### Ⅱ-3. リース会社

#### 【 交付申請書 】

★説明 ..... Ⅱ-30~33

#### ★記入例

○補助金交付申請書 <様式1-1> .....	Ⅱ-34
○取得財産等管理台帳・取得財産等明細表<様式18>.....	Ⅱ-36
○貸与料金の算定根拠明細書<様式6> .....	Ⅱ-37

#### ★様式集（様式はコピーして使用して下さい。）

○補助金交付申請書 <様式1-1> .....	Ⅱ-38
○取得財産等管理台帳・取得財産等明細表 <様式18>...	Ⅱ-40
○貸与料金の算定根拠明細書<様式6> .....	Ⅱ-41
○下取車入庫証明書 <様式7> .....	Ⅱ-42

## ○リース会社の交付申請書

リース車両はすべてリース会社より提出していただきます。補助金もリース会社に交付されます。補助金相当額が使用者の月々のリース料金に還元されることが、補助金交付の条件になりますのでご承知おき下さい。**また、補助金を受けた車両はリース会社に処分制限期間の保有義務が生じます。**

必要な書類	申請者		リース会社			記入例掲載ページ	様式掲載ページ
	申請者	使用者	地方公共団体	その他の法人	個人		
(1)	補助金交付申請書 <様式第1-1> 全2枚		○	○	○	Ⅱ-34	Ⅱ-38
(2)	登記簿謄本(写し)、現在事項全部証明書(写し)、履歴事項全部証明書(写し) いずれか1つ。 (発行から3ヶ月以内のもの) ※使用者が個人の場合は本人確認書類	注1 申請者	○	○	○	—	—
		使用者	法人	—	○	—	—
		個人	—	—	○	—	—
(3)	補助対象車両の自動車検査証(写し)又は 標識交付証明書(写し)		○	○	○	—	—
(4)	車両代金支払証憑(写し) (車両代金支払いの領収証の写し等)		○	○	○	—	—
(5)	取得財産等管理台帳・取得財産等明細表<様式18>		○	○	○	Ⅱ-36	Ⅱ-40
(6)	賃貸借(リース)契約書(写し)		○	○	○	—	—
(7)	貸与料金の算定根拠明細書 注2参照方 <様式6>		○	○	○	Ⅱ-37	Ⅱ-41
(8)	下取車入庫証明書 <様式7>下取車がある場合のみ		○	○	○	—	Ⅱ-42
(9)	<型式不明車両のみ>事前に承認を受けている 補助対象車両の仕様と同一であることを証する製造 事業者発行の書面		—	—	—	—	—
(10)	車両購入の注文書(写し)、請求書(写し)契約書(写し) 等いずれか1つ。(※支払証憑に本体価格が明示されて いる場合は不要)		○	○	○	—	—

注1. 謄本、証明書等にリース事業をおこなっている旨の明記がされている事。

注2. リース契約期間は処分制限期間以上が原則です。それ未満の場合は、リース会社が処分制限期間を保有する旨を算定根拠明細書<様式6>の誓約書欄に記入捺印が必要です。

### 書類提出にあたっての注意

(1) 補助金交付申請書(車両1台につき1枚提出して下さい。)

1. 申請者に関する事項
  - ・全てを記入し社印を捺印して下さい。
2. 車両に関する事項



- ・自動車検査証上又は標識交付証明書等を見ながらお書き下さい。
- 3. 補助金額に関する事項
  - ア・・・購入費用(諸費用、消費税を除いた車両価格) < 支払証憑又は注文書等で金額が確認できること。)
  - イ・・・基礎額(「銘柄ごとの補助金交付上限額」の一覧表から転記)
  - ウ・・・補助対象経費(ア-イ)
  - エ・・・ウ×1/2補助率(原付は1/4) 1万円未満切捨てた金額を記入
  - オ・・・補助金上限額(「銘柄ごとの補助金交付上限額」を確認)
  - カ・・・補助金額(エ又はオの低い金額を記入)

補助金額の計算例がP I -5にあります。確認して下さい。

- 4. 申請要件等の確認
  - ①～③・・・すべての申請者共通
  - ④・・・申請者(リースの場合は使用者)が主として自動車を販売する法人のみ有効

自動車販売業者が申請する場合について(交付規程第6条第2項及び別表3)

I 販売促進活動に使用する車両(展示・試乗車等)は対象外です。

II 販売促進活動に使用しない場合であっても、以下の2つの条件を共に満たすことが必要です。

◎当該車両(今回購入し補助金申請した車両)の登録日前1年以内に同種の車両を販売していないこと。

◎当該車両(今回購入し補助金申請した車両)の登録日後1年以内に同種の車両を販売しないこと。

なおIIについては次の①②のどちらかに該当すれば自動車販売業者とみなしません。

①直近の会計年度における総売上に占める自動車販売(新車販売に係るもの)に係る売上の比率が15%以下である場合

②直近の会計年度において年間の新車販売台数が20台以下である場合

- ⑤・・・リース会社のみ有効

★自署欄 内容を確認後に代表者の自署(フルネームでお願いします。)又は押印(代表者のゴム印でも可。但しフルネームでお願いします。)をして下さい。

- 5. 国内クレジット制度への参加

申請者が個人の場合のみ有効です。「いいえ」に○印を記入して下さい。

- 6. 販売店に関する事項

申請者が購入する販売会社名を正確に記入して下さい。

- 7. 申請者の連絡先に関する事項

全てを記入して下さい。

申請書は2枚です。【申請内容確認欄】お手数ですがご記入をお願いします。

- 8. リース契約に関する事項

全て記入して下さい。

- 9. 利益等排除に関する事項(P I -10、添付2参照)

使用者が法人の場合、今回購入する車両のメーカーとの資本関係の有無を確認します。

資本関係がある場合は出資比率がわかる書類を添付及び出資比率を記入して下さい。

- 10. 利用形態に係る確認

使用者が地方公共団体・法人の場合(1)のア～エのいずれかに○印を記入して下さい。

使用者が個人の場合(2)のア・イのいずれかに○印を記入して下さい。

- 11. 振込先

補助金の振込先は必ず申請者名義の口座を指定して下さい。代表者等の個人名の口座には振り込めません。記入漏れや記入間違いの無いようお願い致します。口座名義のフリガナは必ず記入して下さい。(記載の誤りなどにより振込みが出来ないケースが多くあります。通

帳等のコピーを添付することをお願いいたします。)

**振込先がゆうちょ銀行の場合は、銀行振込み用の3桁+7桁のコードを記入して下さい。**

(2) **使用者が法人の場合**は登記簿謄本(写し)、現在事項全部証明書(写し)、履歴事項全部証明書(写し)いずれか1つ。発行後3ヶ月以内のものをご提出下さい。複数台数申請の場合、1部で結構です。

**使用者が個人の場合**は使用者の氏名、現住所が確認できる公的なもの(印鑑登録証明書(写し)、住民票(写し)、運転免許証(写し)等の、いずれか1通)で全て有効期限内のもの。有効期限が無い場合は、発行日から3ヶ月以内のものに限ります。

(3) 補助対象車両の自動車検査証(写し)(運輸支局長印のあるもの。登録事項等通知書は無効)又は標識交付証明書(写し)

- ・ 原動機付自転車の場合で、標識交付証明書が発行されない場合は、軽自動車税申告書控(写し)又は標識届出証明(写し)等を提出して下さい。
- ・ 申請者、車両所有者が一致していることが必要です。

(4) 車両代金支払証憑(写し)

- ・ **代金の全額分の支払証憑(写し)が必要です。**
- ・ 支払証憑(写し)は、申請者宛ての領収証(申請者が受け取ったものの写し)、又は銀行振込み等で領収証の無いものについては、銀行発行の振込み証明書の写し(振込金受取書等の写し)等を提出して下さい。

※領収額が不足の場合で内訳が不明のときは、車両本体からの値引きとみなします。

支払証憑(写し)には次のものを含むものとします。

- ・ コンピューターによる振込みの場合には、領収証(写し)又は銀行発行の「振込み受託書」(写し、振込完了が記載されているもの)。
- ・ 代金支払証憑に車両本体価格の区別がない場合は、注文書の写し、請求書の写し等の内訳の明細が分かる書類を添付
- ・ 下取車を車両代金の一部に充当した場合は、査定士による「適正下取価格」が明記された車両販売会社発行の「下取車入庫証明書」が必要です。その場合は内訳明細書(契約書、注文書、請求書など)等に下取車の明細を記載して下さい。

注) 手形払いは補助対象となりません。

注) 販売店の領収証ではない入金証明書の類は領収証として扱えません。

(5) 取得財産等管理台帳・取得財産等明細表

- ・ 取得車両の単価は、税抜きの購入価格(諸費用、消費税を除いた車両価格車両本体価格の実際の取得額)をお書き下さい。
- ・ 複数台数報告の場合、1枚に記載して下さい。

(6) 賃貸借契約書(リース契約書)の写し

リース契約成立後の契約書(写し)であること。

**<リース期間、リース料金、車両(登録番号、車台番号等)の記載は必要です>**  
転リースの場合は中間リース会社の契約書(写し)も必要です。

(7) 貸与料金の算定根拠明細書

- ・ 月々のリース料金(消費税抜き)に補助金相当額が還元されていることを確認します。(補助金を全額一括して貸与先に還元することのないようお願い致します)。
- ・ リース契約期間は耐用年数以上を原則とする(例: 自家用乗用車は72ヶ月以上)。

それ未満の場合は、リース会社が処分制限期間を保有する旨を下段の誓約欄に記入捺印の上、提出して下さい。

- ・ 貸与先の住所、名称の記入及び捺印が必要です。
- ・ 転リースの場合、中間リース会社作成の書類も必要です。

(8) 下取車入庫証明書

- ・ 下取車が代金の一部に充当されている場合は「下取車入庫証明書」が必要です。（「下取車入庫証明書」には、販売会社名、㊟、代表者又は営業所長名、㊟、査定士登録番号と査定士の㊟を忘れないこと。

(9) 申請対象の型式不明車両の仕様が事前に承認を受けている補助対象車両と同一であることを証するメーカー又はメーカーの委託を受けた輸入事業者発行の確認書が必要です。

(10) 車両購入の注文書(写し)、請求書(写し)契約書(写し)等

支払証憑で購入費用(諸費用、消費税を除いた車両価格)が確認できる場合は不要です。

## 提出期限

- ・ 初度登録した日から1ヶ月以内です。(消印有効)
- ・ 車両代金の支払いが完了していない場合には、車両本体全額の支払いが完了した上で初度登録した日の翌々月末日までです。(消印)有効
- ・ 年度末は平成25年3月7日(必着)までに提出すること。

期限内に提出がない場合は補助金交付ができませんのでご承知おき下さい。

## ★書類提出にあたり、以下の点をもう一度ご確認ください★

交付申請書の提出にあたり、以下のチェックリストでもう一度ご確認ください。

- 車両1台につき1枚の申請書になっていますか？
- 提出期限には間に合っていますか？
- 申請書等は記入例に従い全て必要記入欄にもれなく記入されていますか？
- 必要書類は全て整っていますか？
- 申請者、補助金振込口座名、車両注文主、自動車検査証の所有者、領収証の宛名は全て一致していますか？
- 補助金振込み口座名義のフリガナは合っていますか？
- 購入する補助対象車両は、一定期間保有する義務があることを理解されましたか？

※ 書類に不備がある場合は提出されたとみなしません。

(注) 記入例を参考にご記入下さい。

**記入例**  
**メーカー●●●自動車**の**車名▲▲▲QC付4人(定価450万円)**を**400万円**で購入した場合  
 <基礎額:160万円 補助金上限額:100万円>

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)補助金交付申請書 全2枚中の1枚目 発送日を記入

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿 申請日 平成 24 年 4 月 28 日

私(申請者)は、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)交付規程第6条第1項の規定に基づき、以下の通り申請いたします。

**1. 申請者に関する事項**

(1)住所	〒 105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目1番1号		
(2)氏名又は名称	氏名 (法人等の場合 : 虎ノ門リース株式会社 は名称)	フリガナ トラノモンリース(カ)	捺印
(3)代表者名	代表者名: 代表取締役 竹 伸男	フリガナ タケ ノブオ	
(4)申請者の分類	ア. 地方公共団体 イ. 個人 ウ. 法人(リース会社を除く) <input checked="" type="radio"/> エ. リース会社 ※該当するものに○		

**2. 車両に関する事項**

(1)車両の種類	<input checked="" type="radio"/> ア. 電気自動車 <input type="radio"/> イ. プラグインハイブリッド自動車 <input type="radio"/> ウ. クリーンディーゼル自動車 ※該当するものに○		
(2)自動車登録番号又は車両番号	(例)品川012あ3456 品川321む1234	(3)登録年月日/交付年月日	平成 24 年 4 月 11 日
(4)車名等	メーカー名 ●●●自動車	車名 ▲▲▲ QC付4人	型式 ZAA-○○○
			車台番号 ○○○-7654321

**3. 補助金額に関する事項**

(1)補助対象経費	ア. 購入費用(諸費用、消費税を除く) 4,000,000 円 - イ. 基礎額 1,600,000 円	
	= ウ. 補助対象経費 2,400,000 円 ※イ. はセンターHP又はディーラー等に確認の上、ご記入ください。	
(2) (1)×補助率	(1)ウ. 補助対象経費 × 1/2(原付は1/4) = エ. 1,200,000 円 ※1万円未満切り捨て	
(3)補助上限額	オ. 1,000,000 円 ※センターHP又はディーラー等に確認	
(4)補助金申請額	カ. 1,000,000 円 ※エ又はオの低い方を記入	交付決定額

**4. 申請要件等の確認**

以下の内容に間違いありません。 **確認の自署又は押印( 竹 伸男 )**

①申請車両に対して、本補助金以外に国からの補助金を申請又は受領していません。  
 ②センターから求められた場合は、走行データ機材の搭載及び国・センターへのデータ提供を完了させています。  
 ③展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用するものではありません。  
 ④過去1年以内に補助金の申請車両と同種の車両を販売しておらず、  
 ⑤月々のリース料金に補助金相当額の値下げを反映します。

代表者の自署が出来ない場合は代表者名のゴム印でも可。但し共にフルネームをお願いします。

ア・・・諸費用、消費税を除いた車両価格<内訳明細表等で金額が確認が出来ること。>  
 イ・・・銘柄ごとの交付上限額の一覧表から転記  
 ウ・・・アイ  
 エ・・・ウ×1/2  
 オ・・・銘柄ごとの交付上限額の一覧表から転記  
 <(別表1)銘柄ごとの交付上限額の一覧表を確認の上<車名><基礎額>等をご記入下さい。

**5. 国内クレジット制度への参加**

(1)申請者が個人であり、かつ、車両が型式指定を受けた電気自動車に該当しますか。	はい・ <input checked="" type="radio"/> いい
(2)((1)が「はい」の場合、)次のア又はイのいずれかにより国内クレジット制度に参加します。	ア・イ

ア. 私(申請者)は、センターが指定する国内クレジット事業実施団体への入会、当該団体及び国への個人情報の提供その他国内クレジット制度への寄与に係るセンターの求めに応じることを了承します。  
 イ. 私は、自ら又は他の団体への入会により、国内クレジットに係る排出削減事業に参加します。  
 事業名: ( )

**6. 販売店に関する事項(審査上の確認をする場合があるため、販売店への確認又は記入依頼により正確にご記入ください。)**

(1)店名等	社名 株式会社虎ノ門自動車	所在地 東京都港区虎ノ門2丁目5番5号
(2)連絡先等	TEL ( 03 - 5678 - 1234 ) FAX ( 03 - 5678 - 1235 )	担当者名 ( 虎ノ門 太郎 )

**7. 申請者の連絡先に関する事項**

(1)担当者名	氏名 桃 なるえ	フリガナ モモ ナルエ	※申請者が個人の場合は「申請者本人」と記載
(2)所属部署	新宿支店 第一リース課		※申請者が個人の場合入不要
(3)TEL・FAX	TEL ( 03 - 1234 - 5678 ) FAX ( 03 - 1234 - 5679 )		※日中連絡できるTELを記入

誤記修正時に必要です。必ず押印して下さい。

\*一般社団法人次世代自動車振興センターのクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)は、経済産業省が定めたクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金を民間団体等に交付するものです。

捺印

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)補助金交付申請書(つづき)

<b>【申請内容確認欄】</b> ※申請書1枚目からのつづきであることの確認		
(1) 申請者氏名又は名称	虎ノ門リース株式会社	※1枚目の1. (2)と同一
(2) 自動車登録番号又は車両番号	品川321む1234	※1枚目の2. (2)と同一

8. リース契約に関する事項(申請者がリース会社である場合に記入)

(1) 使用・賃借者名	使用者名 桜電気株式会社	フリガナ サクラデンキ(カ)	※自動車検査証の使用 者名義と一致のこと
(2) 使用・賃借者住所	〒 105-0012	東京 港区芝大門1丁目1番地30号	使用者の本社の 住所を記入
(3) 連絡先等	TEL ( 03 - 1234 - 5678 )	FAX ( 03 - 1234 - 5679 )	所属・担当者 ( 総務部 梅 咲男 ) ※日中連絡で きるTEL番号

9. 利益等排除に関する事項(申請者が法人である場合に記入)

申請者(リース会社の場合は使用・賃借者)と補助対象車両メーカーとの資本関係(以下の該当するものに○)  
 ア. 申請者自身が補助対象車両のメーカーである(自社製品を申請)。  
 イ. 100%同一の資本に属するグループ企業である。  
 ウ. 関係会社(資本関係があるが100%未満)である。(      %)  
 エ. 資本関係はない。

※資本関係のある会社から調達を受ける場合には、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)交付規程第6条第6項及び業務実施細則第5条別表5による利益等排除が適用され、必要に応じて補助金申請額から減額の上で補助金交付決定いたします。

10. 利用形態に係る確認

(1) 地方公共団体・法人の場合	該当に○	ア. 配送	<input checked="" type="radio"/> イ. 営業・連絡	ウ. レンタカー	エ. 送迎
(2) 個人の場合	該当に○	ア. 業務用(個人事業用)	イ. 業務用以外(通勤・レジャー等)		

11. 振込先

フリガナ	トラノモンリース(カ)		※記載内容に誤りがあると、補助金が支払えなくなる場合がありますので通帳を見ながら正確に記入して下さい。		
口座名義	虎ノ門リース株式会社				
金融機関名と店名	名称	平成	銀行コード	虎ノ門	支店コード
	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 信組 (その他 )		0123	<input type="checkbox"/> 本店 <input checked="" type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所	532
口座番号	預金種目(該当するものに×を記入)			口座番号(右詰で記入)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 普通・総合 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他			1	2 3 4 5 6

○添付書類等チェック欄

- 申請者確認のための本人(法人)確認資料(免許証、登記簿謄本の写し等)
- 導入車両確認のための自動車検査証(原付の場合は標識交付証明書)の写し
- 自動車検査証の「型式」欄に「不明」と記載されている場合、補助対象車両であることについてのメーカー等の確認書
- クレジット契約等により、自動車検査証に記載される「所有者」と「使用者」が異なる場合、申請者が真に車両の使用者であることを確認する書類(保管場所標章番号通知書、申請者が保険契約者である自動車保険証券の写し等)
- 代金支払証憑の写し(車両本体価格の区別がない場合、注文書、請求書の写し等の内訳の明細が分かる資料を補足)
- リース契約の場合、リース契約書の写し
- リース契約の場合、貸与料金の算定根拠明細書(様式6)
- 下取価格を購入費用に充当した場合は、下取車入庫証明書(様式7)
- 利益等排除規定が適用される場合、メーカーとの資本関係を表す書類の写し
- 取得財産管理台帳・取得財産等明細書の写し(様式18)

誤記修正時に必要です。必ず押印して下さい。1枚目と同じ印をお願いします。

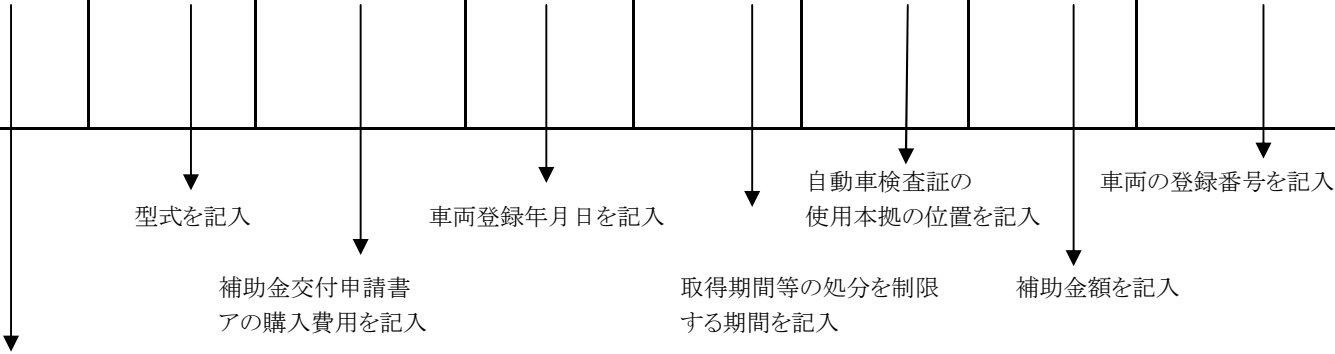


<b>【センター使用欄】</b>	保有期間	リース期間	センター確認		
------------------	------	-------	--------	--	--

記入例

取得財産等管理台帳・取得財産等明細表

区分 財産名	型式	単価 (円) (税抜き)	取得年月日 (充電設備の 場合は、設置 完了日)	処分制限期間 (年)	保管場所	補助金額 (万円)	備考 (自動車は車両登録 番号、充電設備は 製造番号を記載)
●●●● ▲▲▲▲ QC付 4人	ZAA-○○○	4,000,000	24.04.11	6	東京都港区 芝大門1丁目1 番30号	100	品川321む1234



申請書の車名欄を記入して下さい。  
 (銘柄ごとの補助金交付上限額(別表1)に記載の車名の通りすべて記入して下さい。)

(注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が交付規程に定める処分制限額以上の財産とする。

記入例

平成 24 年 4 月 28 日

貸与料金の算定根拠明細書

<リース会社>

住 所 東京都港区虎ノ門1丁目1番1号

名 称 虎ノ門リース株式会社  
代表取締役 竹 伸男



担当者の所属: 新宿支店第一リース課

氏名: 桃 なるえ

TEL: 03-1234-5678

FAX: 03-1234-5679

次の算定根拠明細書の内容に同意いたします。

1. 貸与先 住所 東京都港区虎ノ門2丁目5番5号  
名称 桜電気株式会社  
代表取締役 桜 太郎



車種(型式) ZAA-〇〇〇

リース期間(月数) 72 ヶ月

補助金相当額 (消費税抜き) 1,000,000 円

リース料金総額(消費税抜き)

補助金有り 3,600,000 円

補助金無し 4,680,000 円

差額1,080,000円

月額リース料金(消費税抜き)

補助金有り 50,000 円

補助金無し 65,000 円

差額は、補助金相当額以上あること。

※リース期間が財産処分制限期間に満たない場合は、以下の欄に記入、捺印して下さい。

誓約欄: リース期間が財産処分制限期間に足りませんが、リースアップ後も継続して保有致します。

<リース会社>

名 称

上記リース会社  
の印と同じ

印

全2枚中の1枚目

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)補助金交付申請書

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿

申請日 平成 年 月 日

私(申請者)は、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)交付規程第6条第1項の規定に基づき、以下の通り申請いたします。

1. 申請者に関する事項

Form with fields for (1)住所, (2)氏名又は名称, (3)代表者名, (4)申請者の分類. Includes a stamp area labeled '捺印'.

2. 車両に関する事項

Form with fields for (1)車両の種類, (2)自動車登録番号又は車両番号, (3)登録年月日/交付年月日, (4)車名等.

3. 補助金額に関する事項

Form with fields for (1)補助対象経費, (2)(1)×補助率, (3)補助上限額, (4)補助金申請額.

4. 申請要件等の確認

Form with text for confirmation and a signature area labeled '確認の自署又は押印( )注1'. Includes a note section on the right.

5. 国内クレジット制度への参加

Form with fields for (1)申請者が個人であり、かつ、車両が型式指定を受けた電気自動車に該当しますか。 (2) ((1)が「はい」の場合、)次のア又はイのいずれかにより国内クレジット制度に参加します。 Includes text for 'ア' and 'イ'.

6. 販売店に関する事項(審査上の確認をする場合があるため、販売店への確認又は記入依頼により正確にご記入ください。)

Form with fields for (1)店名等, (2)連絡先等.

7. 申請者の連絡先に関する事項

Form with fields for (1)担当者名, (2)所属部署, (3)TEL・FAX.

\*一般社団法人次世代自動車振興センターのクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)は、経済産業省が定めたクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金を民間団体等に交付するものです。





クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)補助金交付申請書(つづき)

<b>【申請内容確認欄】</b> ※申請書1枚目からのつづきであることの確認	
(1) 申請者氏名又は名称	※1枚目の1. (2)と同一
(2) 自動車登録番号又は車両番号	※1枚目の2. (2)と同一

8. リース契約に関する事項(申請者がリース会社である場合に記入)

(1) 使用・賃借者名	使用者名	フリガナ	※自動車検査証の使用 者名義と一致のこと
(2) 使用・賃借者住所	〒 □□□□-□□□□	都道府県	使用者の本社の 住所を記入
(3) 連絡先等	TEL ( - - )	FAX ( - - )	所属・担当者 ※日中連絡で きるTEL番号

9. 利益等排除に関する事項(申請者が法人である場合に記入)

申請者(リース会社の場合は使用・賃借者)と補助対象車両メーカーとの資本関係(以下の該当するものに○)  
 ア. 申請者自身が補助対象車両のメーカーである(自社製品を申請)。  
 イ. 100%同一の資本に属するグループ企業である。  
 ウ. 関係会社(資本関係があるが100%未満)である。( % )  
 エ. 資本関係はない。

※資本関係のある会社から調達を受ける場合には、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)交付規程第6条第6項及び業務実施細則第5条別表5による利益等排除が適用され、必要に応じて補助金申請額から減額の上で補助金交付決定いたします。

10. 利用形態に係る確認

(1) 地方公共団体・法人の場合	該当に○	ア. 配送	イ. 営業・連絡	ウ. レンタカー	エ. 送迎
(2) 個人の場合	該当に○	ア. 業務用(個人事業用)	イ. 業務用以外(通勤・レジャー等)		

11. 振込先

補助金振込先	フリガナ										
	口座名義										
	金融機関名と店名	名称	銀行コード	支店コード							
		銀行 信金 信組 (その他 )	本店 支店 出張所								
口座番号	預金種目(該当するものに×を記入)					口座番号(右詰で記入)					
	普通・総合 当座 貯蓄 その他										

○添付書類等チェック欄

- 申請者確認のための本人(法人)確認資料(免許証、登記簿謄本の写し等)
- 導入車両確認のための自動車検査証(原付の場合は標識交付証明書)の写し
- 自動車検査証の「型式」欄に「不明」と記載されている場合、補助対象車両であることについてのメーカー等の確認書
- クレジット契約等により、自動車検査証に記載される「所有者」と「使用者」が異なる場合、申請者が真に車両の使用者であることを確認する書類(保管場所標章番号通知書、申請者が保険契約者である自動車保険証券の写し等)
- 代金支払証憑の写し(車両本体価格の区別がない場合、注文書、請求書の写し等の内訳の明細が分かる資料を補足)
- リース契約の場合、リース契約書の写し
- リース契約の場合、貸与料金の算定根拠明細書(様式6)
- 下取価格を購入費用に充当した場合は、下取車入庫証明書(様式7)
- 利益等排除規定が適用される場合、メーカーとの資本関係を表す書類の写し
- 取得財産管理台帳・取得財産等明細書の写し(様式18)

捨印

<b>【センター使用欄】</b>	保有期間	リース期間	センター確認		
------------------	------	-------	--------	--	--

## 取得財産等管理台帳・取得財産等明細表

区分 財産名	型式	単価 (円) (税抜き)	取得年月日 (充電設備の 場合は、設置 完了日)	処分制限期間 (年)	保管場所	補助金額 (万円)	備考 (自動車は車両登録 番号、充電設備は 製造番号を記載)

(注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が交付規程に定める処分制限額以上の財産とする。

平成 年 月 日

貸与料金の算定根拠明細書

<リース会社>  
住 所

名 称

印

担当者の所属 :

氏名 :

TEL :

FAX :

次の算定根拠明細書の内容に同意いたします。

1. 貸与先 住所

名称

印

車種(型式)

リース期間(月数)

ヶ月

補助金相当額  
(消費税抜き)

円

リース料金総額(消費税抜き)

補助金有り

円

補助金無し

円

月額リース料金(消費税抜き)

補助金有り

円

補助金無し

円

※リース期間が財産処分制限期間に満たない場合は、以下の欄に記入、捺印して下さい。

誓約欄：リース期間が財産処分制限期間に足りませんが、リースアップ後も継続して保有致します。

<リース会社>

名 称

印

下取車入庫証明書

平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター  
代表理事 殿

< 車 両 販 売 会 社 >

住所

名称

社印

代表者又は  
営業所長名

責任者印

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)の補助金交付申請車両の下取車(車両代金の一部)として、下記車両が入庫されたことを証明します。

記

下 取 車 両 明 細	
車両登録番号	
型式	
車台番号	
車名	
使用者	
入庫日	平成 年 月 日
下取価格	円

査定士登録番号		査定士確認印

### Ⅲ. 計画変更・申請取り下げ等の手続き

#### 【様式集】

(様式はコピーして使用して下さい。)

○ 変更届出書	<様式 9 >	.....	Ⅲ-4
○ 計画変更承認申請書	<様式 10 >	.....	Ⅲ-5
○ 財産処分承認申請書	<様式 19 >	.....	Ⅲ-6
※ 22年度に補助金の交付を受けている	<旧様式>	..	Ⅲ-7
※ 21年度に補助金の交付を受けている	<旧様式>	..	Ⅲ-8
※ 20年度に補助金の交付を受けている	<旧様式>	..	Ⅲ-9
※ 19年度に補助金の交付を受けている	<旧様式>	...	Ⅲ-10
※ 15年度～18年度に補助金の交付を受けている	<旧様式>		Ⅲ-11
※ クリーンディーゼル自動車の補助金の交付を 21年度・22年度にうけている	<旧様式>		Ⅲ-12

## ○計画変更・申請取り下げ等の手続き

### 計画変更・申請取り下げ等に必要書類

手続き	必要な書類	様式掲載ページ
1. 計画変更	変更届出書 <様式9>	Ⅲ-4
	計画変更等承認申請書 <様式10>	Ⅲ-5
2. 財産処分申請	財産処分承認申請書<様式19>	Ⅲ-6
	※22年度に補助金交付を受けている。<旧様式>	Ⅲ-7
	※21年度に補助金交付を受けている。<旧様式>	Ⅲ-8
	※20年度に補助金交付を受けている。<旧様式>	Ⅲ-9
	※19年度以前に補助金交付を受けている<旧様式>	Ⅲ-10
	※15年度～18年度に補助金交付を受けている<旧様式>	Ⅲ-11
※クリーンディーゼル自動車の補助金交付を21年度・22年度に受けている。★注1	Ⅲ-12	

★注1、補助金交付を受けた年度によって様式が異なりますので注意して下さい。

### 書類提出にあたっての注意

#### 1. 計画変更

交付申請書提出後、変更がある場合は、計画変更等の承認申請書又は変更届出書が必要となります。<変更する前に事前にご相談下さい。>

##### (1) 必要となる場合

###### ① 軽微な変更

法人の代表取締役の変更、改姓など。

###### ② 重要変更

- 補助事業\*の全部または一部を中止し、または廃止しようとするとき。
- 補助事業の全部または一部を他に継承しようとするとき。

\*補助事業とは「電気自動車の取得」を指します。

##### (2) 提出書類

###### ① 軽微な変更

変更届出書<様式9>

###### ② 重要変更

計画変更等承認申請書<様式10>

#### 2. 財産処分申請

##### (1) 必要となる場合

補助金交付を受けて取得した物件について、次世代自動車振興センターが規定した期間内に処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換、貸し付け[リース車両を除く。]、廃棄又は担保に供することをいう。)しようとする場合には、必ず処分する前に提出して下さい。内容を判断し、承認の場合には当センターより承認の通知を発送いたします。処分の事由、目的によって補助金の返納が必要となることがあります。

また、当センターの承認を得ずに処分を行った場合、補助金を返納しなければなりません。

##### (2) 提出書類

補助金交付を受けた年度によって様式が異なりますのでご注意下さい。

・財産処分承認申請書〈様式19〉 平成 23 年度・平成 24 年度

※22年度に補助金交付をうけている方は P.Ⅲ-7

※21年度に補助金交付を受けている方はP.Ⅲ-8

※20年度に補助金交付を受けている方は P.Ⅲ-9

※19年度以前に補助金交付を受けている方はP.Ⅲ-10

※15年度～18年度に補助金交付を受けている方はP.Ⅲ-11

○クリーンディーゼル自動車の補助金交付を 21 年度・22 年度に受けている方は

P.Ⅲ-12「財産処分承認申請書」、平成 23 年度、平成 24 年度に受けている方は

P.Ⅲ-6の様式をご使用して下さい。

(3) 提出期限

処分を実施する前に提出して下さい。

(様式9)

車両導入・設備設置(平成24年度)

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)

変更届出書

届出日 平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター  
代表理事 殿

(申請者)

補助金交付決定番号	第	号
住所〒		
氏名又は名称 及び代表者名		印

上記補助金交付決定番号をもって交付決定を受けたクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)の申請内容について、下記の変更がありましたので、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)業務実施細則第9条第2項の規定に基づき、届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後
変更年月日	平成 年 月 日	



クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（電気自動車等導入補助事業）  
計画変更承認申請書

申請日 平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター  
代表理事 殿

(申請者)

補助金交付決定番号	号
第	
住所 〒	
氏名又は名称 及び代表者名	印

上記補助金交付決定番号をもって交付決定のあったクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（電気自動車等導入補助事業）について、交付申請の内容を下記のとおり変更したいので、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（電気自動車等導入補助事業）交付規程第9条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 変更の内容

変更事項	変更前	変更後

2. 変更を必要とする理由

.....
.....
.....

- (注) 1. 既に交付決定を受けた補助金額の変更を伴う場合は、その旨も併せて記載すること。  
2. 交付申請に添付した書類のうち変更のあるものは、変更後の書類を添付すること。

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)  
財産処分承認申請書

申請日 平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター  
代表理事 殿

(申請者)

補助金交付決定番号 第 号 住所〒	
氏名又は名称 及び代表者名	印

上記の補助金交付決定番号をもって補助金の額の確定通知を受けた補助事業に関する財産処分について、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)交付規程第18条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	型式	自動車登録番号 又は 車両番号	車台番号(車両) 又は 製造番号(充電設備)
		※充電設備の場合は 空欄	
処分の方法(該当項目に○をつける)		処分の理由	
1 売却 2 譲渡 3 交換 4 抹消 5 その他			

2. 処分の条件(該当項目に○をつける。その他の場合には条件を記入)

- 1. 補助金を返納します。
- 2. その他

3. 備考

.....

.....

.....

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金  
(電気自動車導入費補助事業及び充電設備設置費補助事業)  
財産処分承認申請書

平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター  
代表理事 殿

(補助事業者)

交付申請書受理通知番号	第	号
補助金交付決定番号	第	号
住所〒		
氏名又は名称 及び代表者名		実印

上記の補助金交付決定番号をもって補助金の額の確定通知を受けた標記補助事業に関する財産処分について、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金「電気自動車導入費補助事業及び充電設備設置費補助事業」交付規程第19条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	型 式	車台番号/製造番号	登録番号
処分の方法 (該当項目に○をつける)		処分の理由	
1 売却	2 譲渡	3 交換	4 抹消

2. 処分の条件 (該当項目に○をつける。その他の場合には条件を記入)

1. 補助金を返納します。
2. 耐用年数の残余期間を使用します。(センターが認めた場合のみ)
3. その他

3. 備考

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金  
(ハイブリッド自動車 電気自動車導入費補助事業及び充電設備設置費補助事業)  
財産処分承認申請書

平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター  
代表理事 殿

(補助事業者)

交付申請書受理通知番号	第	号
補助金交付決定番号	第	号
住所〒		
氏名又は名称 及び代表者名		実印

上記の補助金交付決定番号をもって補助金の額の確定通知を受けた標記補助事業に関する財産処分について、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、急速充電設備については、「電気自動車導入費補助事業及び充電設備設置費補助事業」、ハイブリッド自動車については「ハイブリッド自動車導入費補助事業」）交付規程第19条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	型式	車台番号/製造番号	登録番号
処分の方法（該当項目に○をつける）		処分の理由	
1 売却	2 譲渡	3 交換	4 抹消

2. 処分の条件（該当項目に○をつける。その他の場合には条件を記入）

- 補助金を返納します。
- 耐用年数の残余期間を使用します。（センターが認めた場合のみ）
- 新旧あわせて耐用年数を使用します。（センターが認めた場合のみ）
- その他

3. 備考

.....

.....

.....

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金  
(電気自動車 ハイブリッド自動車及び水素自動車導入費補助事業及び自家用充電設置費補助事業)  
財産処分承認申請書

平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター  
代表理事 殿

(補助事業者)

交付申請書受理通知番号	第	号
補助金交付決定番号	第	号
住所〒		
氏名又は名称 及び代表者名		実印

上記の補助金交付決定番号をもって補助金の額の確定通知を受けた標記補助事業に関する財産処分について、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（電気自動車については「電気自動車導入費補助事業及び自家用充電設備設置費補助事業」、ハイブリッド自動車及び水素自動車については「ハイブリッド自動車及び水素自動車導入費補助事業」）交付規程第 19 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	型 式	車台番号	登録番号
処分の方法（該当項目に○をつける）		処分の理由	
1 売却	2 譲渡	3 交換	4 抹消

2. 処分の条件（該当項目に○をつける。その他の場合には条件を記入）

1. 補助金を返納します。
2. 耐用年数の残余期間を使用します。（センターが認めた場合のみ）
3. 新旧あわせて耐用年数を使用します。（センターが認めた場合のみ）
4. その他

3. 備考

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金  
(電気自動車 ハイブリッド自動車導入費補助事業及び自家用充電設置費補助事業)  
財産処分承認申請書

平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター  
代表理事 殿

(補助事業者)

交付申請書受理通知番号	第	号
補助金交付決定番号	第	号
住所〒		
氏名又は名称 及び代表者名		実印

上記の補助金交付決定番号をもって補助金の額の確定通知を受けた標記補助事業に関する財産処分について、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（電気自動車については「電気自動車導入費補助事業及び自家用充電設備設置費補助事業」、ハイブリッド自動車については「ハイブリッド自動車導入費補助事業」）交付規程第19条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	型式	車台番号	登録番号
処分の方法（該当項目に○をつける）		処分の理由	
1 売却	2 譲渡	3 交換	4 抹消

2. 処分の条件（該当項目に○をつける。その他の場合には条件を記入）

1. 補助金を全額返納します。
2. 耐用年数の残余期間を使用します。（センターが認めた場合のみ）
3. 新旧あわせて耐用年数を使用します。（センターが認めた場合のみ）
4. その他

3. 備考

(平成 15 年度～平成 18 年度)

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金  
(電気自動車等導入費補助事業及び非事業用充電設備設置費補助事業)  
財産処分承認申請書

平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター  
代表理事 殿

(補助事業者)

交付申請書受理通知番号	第	号
補助金交付決定番号	第	号
住所〒		
氏名又は名称 及び代表者名		実印

上記の補助金交付決定番号をもって補助金の額の確定通知を受けた標記補助事業に関する財産処分について、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（電気自動車等導入費補助事業及び非事業用充電設備設置費補助事業）交付規程第 19 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	型式	車台番号	登録番号
処分の方法（該当項目に○をつける）		処分の理由	
1 売却	2 譲渡	3 交換	4 抹消

2. 処分の条件（該当項目に○をつける。その他の場合には条件を記入）

1. 補助金全額返納します。
2. 耐用年数の残余期間を使用します。（センターが認めた場合のみ）
3. 新旧あわせて耐用年数を使用します。（センターが認めた場合のみ）
4. その他

3. 備考

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金  
(クリーンディーゼル自動車分)  
財産処分承認申請書

平成	年	月	日
----	---	---	---

一般社団法人次世代自動車振興センター  
代表理事 殿

(補助事業者)

交付申請書受理通知番号	第	号
補助金交付決定番号	第	号
住所〒		
氏名又は名称 及び代表者名		実 印

上記の補助金交付決定番号をもって補助金の額の確定通知を受けた標記補助事業に関する財産処分について、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(クリーンディーゼル自動車分)交付規程第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	型 式	車台番号	登録番号
処分の方法(右下欄に番号を記入)		処分の理由	
1売却 2譲渡 3抹消 <input type="checkbox"/>			

2. 処分の条件 (該当項目にXをつける。その他の場合には条件を記入)

1.補助金を返納します。

2.耐用年数の残余期間を使用します。(センターが認めた場合のみ)

3.その他 \_\_\_\_\_

3. 備考

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_



## IV. 参考資料

- 参考1：交付規程  
クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金  
(電気自動車等導入補助事業)
  
- 参考2：業務実施細則  
クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金  
(電気自動車等導入補助事業)
  
- 参考3：関連企業の連絡先

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金  
(電気自動車等導入費補助事業)交付規程

(通則)

第1条 クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入費補助事業)(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。))及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、経済産業大臣が定めたクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入費補助事業)交付要綱(以下「交付要綱」という。))第3条の規定に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という。))が行うクリーンエネルギー自動車の導入又は充電設備の設置に要する経費の一部を助成する事業(以下「補助事業」という。))の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「クリーンエネルギー自動車」とは、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう(輸入車を含む)。
- 二 「クリーンエネルギー自動車等」とは、クリーンエネルギー自動車及び充電設備をいう。
- 三 「電気自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする検査済自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。))、又は型式認定を取得している側車付二輪自動車(道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条第4項に規定する側車付二輪自動車をいう。以下同じ。))若しくは原動機付自転車(道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、特別区又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けているものに限る。以下同じ。))をいう。ただし、検査済自動車にあつては、電動機が鉛電池によって駆動されるもの、二輪自動車、事業用自動車、地方公共団体ならびに地方公共団体が出資する法人が所有もしくは使用する塵芥車、自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第二に掲げる、貨物の運送の用に供する普通自動車、人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車、及び大型特殊自動車(自動車抵当法(昭和26年法律第187号)第2条ただし書に規定する大型特殊自動車を含む。以下同じ。))を除く。また、型式認定を取得している原動

機付自転車については第二種原動機付自転車を除く。

- 四 「プラグインハイブリッド自動車」とは、エネルギー回生機能を有する4輪以上の検査済自動車であつて外部からの充電が可能なるものをいう。ただし、事業用自動車、地方公共団体ならびに地方公共団体が出資する法人が所有もしくは使用する塵芥車、自動車登録規則別表第二に掲げる、貨物の運送の用に供する普通自動車、人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車、及び大型特殊自動車を除く。
- 五 「クリーンディーゼル自動車」とは、内燃機関に軽油を用いる検査済自動車であつて、平成21年排出ガス基準(道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降(車両総重量が1.7tより大きく2.5t以下のもの及び車両総重量が3.5tより大きく12t以下のものうち、乗車定員10人以下の乗用自動車を除くもの)にあつては、平成22年10月1日以降)に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準をいう。)に適合する自動車(自動車登録規則別表第二第三項、第五項又は第六項(車いす移動車等に限る。))に掲げる自動車(事業用自動車を除く。)に限る。をいう。
- 六 「充電設備」とは、一般用電気工作物(電気事業法第38条第1項に適合する充電設備)のうち、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に充電するための設備(充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたスタンド式又はポール式の設備に限り、機器本体以外の部分を除く)であつて、商用電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電池の充電を制御する機能を共に有する定格出力10kW以上のもの(以下「急速充電設備」という。))又は交流電源装置を有し電池の充電を制御する機能を持たず、漏電遮断器及びコントロールパイロット機能(使用、非使用の切り替え可能なもの)を有するもの(以下「普通充電設備」という。))をいう。
- 七 「事業用自動車」とは道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条に規定する旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条に規定する貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第2条に規定する貨物利用運送事業の用に供する自動車(自動車リース事業者が貸渡しを行う場合を含む)をいう。

(交付の対象者、補助対象経費及び補助率)

- 第4条 センターは、民間団体等(地方公共団体、その他の法人(独立行政法人を除き、マンション管理組合(マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第2条第1項第3号に定める管理組合をいう。))を含む。))、個人)が行うクリーンエネルギー自動車(以下「車両導入」という。))の導入及び充電設備の設置(以下「設備設置」という。))に要する経費のうち、補助金の交付の対象としてセンターが認める経費(以下「補助対象経費」という。))について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。この場合において、当該車両導入及び設備設置に要する経費の消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まないものとする。
- 2 前項の補助対象経費に係るクリーンエネルギー自動車等は、一定の仕様にに基づき量産されるクリーンエネルギー自動車等であ

って、その製造事業者(当該製造事業者が海外法人である場合にあっては、当該製造事業者の委託を受けた輸入事業者とする。以下同じ。)の申請により、あらかじめセンターが承認したものに限り、ただし、海外において一定の仕様に基づき量産されるクリーンエネルギー自動車が入力される場合であって、センターが特に認めるときは、この限りではない。

### 3 補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

#### (補助金の交付額)

第5条 前条第1項の補助対象経費に係る補助金交付上限額は、別表2に定める金額の範囲内で、クリーンエネルギー自動車等の仕様ごとにセンターが定める。ただし、前条第2項のただし書きによりセンターが認める場合における補助金交付上限額は、別表2に定める金額の範囲内で、センターが個別に判断する。

2 前項のクリーンエネルギー自動車及び充電設備の仕様ごとにセンターが定める補助金交付上限額は、センターが前条第2項の承認をする際に決定し、これを公表する。

#### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別にセンターが指定する日までに、センターが定める様式による補助金交付申請書をセンターに提出しなければならない。

2 申請は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。

- 一 別表3の申請要件を満たしていること。
- 二 申請が、クリーンエネルギー自動車等の1台ごとに行われていること。
- 三 別表4に定める書類が添付されていること。
- 四 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請をすること。ただし、設備設置に係る申請であって、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 五 国の他の補助金(ただし、そのうちセンターが別に定める補助金を除く。)と重複して申請していないこと。
- 六 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事等を含む。)がある場合、別に定める方法により利益等を排除して交付申請をすること。ただし、設備設置に係る申請であって、申請時において利益等の金額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 七 クレジット契約等により車両導入する場合であって、販売者等が当該車両の所有権を留保する場合に係る申請にあっては、当該車両の使用が申請者本人であること。
- 八 補助対象経費の支払が手形によるものではないこと。

#### (交付の決定等)

第7条 センターは、前条第1項の規定による申請書の提出があつ

たときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定を行い、センターが定める様式による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、センターは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

- 2 センターは、第1項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。
- 3 センターは、第1項の規定による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項第四号により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 センターは、前条第2項第四号のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。
- 5 センターは、前条第2項第六号ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、別に定める方法により計算される利益等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

#### (申請の取下げ)

第8条 設備設置に係る申請者は、前条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して7日以内にセンターが定める様式による補助金交付申請取下書をセンターに提出しなければならない。

#### (計画変更の承認等)

第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた後に、当該通知に係る申請の内容を変更(全部又は一部の承継、中止又は廃止を含む。)しようとするときは、あらかじめセンターが定める様式による計画変更承認申請書をセンターに提出し、センターが定める様式による計画変更承認通知書により承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

#### (遅延等の報告)

第10条 設備設置に係る申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた後に、当該設備設置が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は困難となった場合においては、速やかにセンターが定める様式による遅延等報告書をセンターに提出し、その指示を受けなければならない。

#### (実施状況報告)

第11条 設備設置に係る申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた後に、センターが必要と認めて要求したときは、当

該設備設置の実施状況について、センターが定める様式による実施状況報告書をセンターが要求する期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 第7条第1項の交付の決定の通知を受けた設備設置に係る申請者は、当該設備設置及びその設備設置に係る補助対象経費全額の支払いが完了したとき(第9条第1項の規定に基づき中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、完了の日(中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日)から起算して30日以内又は当該補助金の交付を申請する日が属する会計年度のセンターが別に定める日のいずれか早い日までに、センターが定める様式による実績報告書をセンターに提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告を行うに当たって補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 第7条第1項の交付の決定の通知を受けた設備設置に係る申請者は、当該設置及びその設備設置に係る補助対象経費全額の支払いが、第1項のセンターが別に定める日までに完了しなかった場合は、当該日から7日以内にセンターが定める様式による年度末実績報告書をセンターに提出しなければならない。
- 4 第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。
- 5 第1項の実績報告に必要な添付書類は別表5に定める。

(補助金の額の確定等)

第13条 センターは、車両導入に係る第6条第1項の申請書の提出があり、第7条第1項の交付の決定をするときは、併せて補助金の額の確定を行い、当該交付の決定の通知と併せて補助金の額を通知するものとする。

2 センターは、設備設置に係る前条第1項の実績報告書の提出があった場合は、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が補助金の交付の決定の内容(第9条第1項の規定に基づく承認をしたときには、その承認された内容)及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、センターが定める様式による補助金の額の確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた申請者に通知するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 第12条第1項の規定による実績報告書の提出をした設備設置に係る申請者が、当該実績報告書の提出後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、センターが定める様式による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書をすみやかにセンターに提出しなければならない。

2 センターは、次条の補助金の支払をした後において、前項の報告書の提出を受けた場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

(補助金の支払)

第15条 センターは、交付要綱第15条に基づく経済産業大臣からの補助金の支払があるときは、第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、遅延なく申請者に補助金を支払うものとする。

2 前項の申請者への補助金の支払いは、申請者が申請書又は実績報告書に記載する補助金の支払先に対する振り込みにより行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 センターは、第9条第1項第三号の規定による計画変更等の申請があった場合又は第7条第1項の交付の決定の通知を受けた申請者が次の各号の一に該当すると認められる場合は、第7条第1項の規定による決定の全部又は一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 一 法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくセンターの処分若しくは指示に違反した場合。
- 二 交付の決定の通知に係る申請(第9条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの)の内容と異なる使用等をした場合。
- 三 不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、交付の決定の通知に係る申請(第9条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの)の内容の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 前項の規定は、第13条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 センターは、第1項に基づく取消しをしたときには、センターが定める様式による補助金交付決定取消通知書により、速やかに申請者に通知するものとする。

4 センターは、第1項の規定による取消しをした場合において、その当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、センターが定める様式による補助金返還命令書により、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じる。

5 センターは、前項の返還を命じる場合は、第1項第四号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

6 第4項の補助金の返還の命令を受けた者は、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。

7 第4項の規定に基づく補助金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(取得財産等の管理等)

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、車両導入又は設備設置の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、センターの定める様式による取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理するとともに、本表の写しを第12条第1項に定める実績報告書(車両導入に係る申請者にあつては、第6条第1項に定める補助金交付申請書)に添付して提出するものとする。
- 3 センターは、本規程に準じた電気自動車等導入費補助事業管理規程を作成して補助金の交付を受けた者に通知し、取得財産等の適正な管理を促すものとする。

(財産処分の制限等)

第18条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、クリーンエネルギー自動車及び取得価格が50万円以上の充電設備とする。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を勘案して、センターが別に定める期間のとおりとする。
- 3 前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分(補助金交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。)しようとするときは、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。
- 4 センターは、補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。
- 5 第3項の承認を受けて行われる譲り渡しのうち、別表6に掲げるものにあつては、当該譲り渡しを受けた者は、補助金の交付に係る権利義務を承継するものとし、前項の規定は、適用しない。
- 6 第4項の納付については、第14条第3項の規定を準用する。

(センターによる調査)

第19条 センターは、補助金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、第4条第2項の承認を受けたクリーンエネルギー自動車等の製造事業者及び輸入事業者並びに申請者(補助金の交付を受けた後を含む。)に対して所要の調査等を行

うことができる。

- 2 前項の製造事業者及び輸入事業者並びに申請者(次条において「申請者等」という。)は、センターが必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(センターによるデータ等の提供要請)

第20条 センターは国の施策に基づきクリーンエネルギー自動車等の普及促進を図るため、必要な範囲において申請者等に対してクリーンエネルギー自動車等の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

2. 申請者等は、センターが必要な範囲内においてデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(予算が不足する場合の措置等)

第21条 センターは、会計年度中に補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、あらかじめ期間を定め、当該期間中であつた申請に係る補助金の額を、当該期間中に申請をした者の公平性に配慮しつつ減額することができるものとする。

- 2 前項の補助金の額の決定に当たって、センターは、前項の期間前における申請者の車両導入に係る売買契約の状況等を踏まえ、特段の配慮を行うものとする。

(その他必要な事項)

第22条 この交付規程に定めるもののほか、この交付規程の施行に関し必要な事項は、センターが別に定める。

- 2 センターは、交付要綱第2条に規定する交付の目的を達成するために、経済産業大臣から補助事業の手続等について見直しを求められた場合には、この交付規程及び前項に規定する施行に関し必要な事項について、所要の見直しを図るものとする。

( 附 則 )

1. この交付規程は、平成23年4月1日から施行する。
2. この交付規程は、平成23年度クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入費補助事業)に関わる手続きから適用するものとする。

(別表1)

## 補助対象経費の内訳及び補助率

補助対象経費	補助率
<p>1. クリーンエネルギー自動車導入費</p> <p>①クリーンエネルギー自動車として設計・製造されたもの(初度登録前のものに限る。)        当該クリーンエネルギー自動車と同種・同格の一般のガソリン内燃機関自動車との差額(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車であって、充電器が別置型の場合は充電器価格を車両本体価格に含める。)</p> <p>②既存自動車をクリーンエネルギー自動車に改造したもの(初度登録前のものに限る。)        以下に掲げる経費であって、算定根拠が明確であるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部品費            バッテリー・関連機器、充電器が別置型の場合は充電器、ディーゼル内燃機関、排気ガスの浄化装置その他改造に必要な部品等</li> <li>・工事費            車体(シャシー)改造、エンジン改造、モーターの搭載、バッテリー・関連機器の取り付け、排気ガスの浄化装置の取り付けその他改造に必要な工事費</li> <li>・設計費            設計に係る試作及び設計図書の作成に要する費用、その他の設計に必要な経費(複数台の改造に設計図書を共有できる場合は、これを考慮して1台当たりの設計費を算定したもの)</li> <li>・検査費            必要な性能試験及び所定の検査費</li> <li>・諸費用            改造に必要不可欠な手続等に要する費用</li> </ul>	<p>1/2以内            (原動機付自転車にあつては、1/4以内)</p>
<p>2. 充電設備設置費(新設に限る。)            充電設備本体(ただし付属部品は除く)</p>	<p>1/2以内</p>

(別表2)補助金の交付上限額の範囲

<p>1. クリーンエネルギー自動車</p> <p>次の(1)又は(2)のいずれか低い方</p> <p>(1)クリーンエネルギー自動車として設計・製造されたものにあつては当該クリーンエネルギー自動車と同種・同格の一般のガソリン内燃機関自動車の価格、既存自動車をクリーンエネルギー自動車に改造したものにあつては当該既存自動車の価格(クリーンエネルギー自動車として必要な仕様以外の仕様差について調整したもの)</p> <p>(2)軽自動車・小型自動車・普通自動車である電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車にあつては100万円、側車付二輪自動車である電気自動車にあつては30万円、軽自動車・小型自動車・普通自動車であるクリーンディーゼル自動車にあつては40万円、その他にあつては7万円</p> <p>2. 充電設備設置費</p> <p>定格出力等に基づく区分毎に150万円以内でセンターが定める金額</p>
---

(別表3)補助金の申請要件

補助対象経費	申請要件
クリーンエネルギー自動車導入費	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>①センターが別に定める期間内に登録された車両であって、代金の支払いが完了していること。</p> <p>②初度登録された車両(中古の輸入車を除く。)であること。</p> <p>③自家用であること</p> <p>④自動車を販売する業を営む者が導入する車両であって、展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用されるものでないこと。</p> <p>⑤当該車両の使用者が、主として自動車を販売する業を営む者であって、その者が当該車両の登録日前一年以内に同種の車両を販売していないこと。</p> <p>⑥当該車両の使用者が、主として自動車を販売する業を営む者であって、その者が当該車両の登録日後一年以内に同種の車両を販売しないこと。</p> <p>⑦走行データ記録機材の搭載及び記録されたデータの国及びセンター(これらが指定する機関を含む。)への提供を了承すること。</p> <p>⑧センターが定める仕様の車両に係る申請にあつては、センターが指定する国内クレジット事業実施団体(国内クレジット制度に基づき排出削減事業を行う団体をいう。)への入会、当該団体及び国への当該申請者に係る個人情報の提供その他国内クレジット制度への寄与に係るセンターの求めに応じることを了承すること(自ら排出削減事業を行い、又は、排出削減事業を行う他の団体に入会する場合を除く。)</p> <p>⑨申請者がリース会社である場合にあつては、月々のリース料に補助金相当額分の値下がり反映されること。</p>
充電設備設置費	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>①今後、新設される充電設備(中古を除く。)であること。</p> <p>②申請者がリース会社である場合にあつては、月々のリース料に補助金相当額分の値下がり反映されること。</p> <p>③急速充電設備については、求められた場合利用状況に関するデータを提供(利用頻度、使用電力量(kWh)等)し、当該データを含む当該設備に係る情報について国への提供を行うことを了承すること。</p> <p>④交付決定日の2ヶ月後の月末までに設置を完了する予定であること。</p> <p>⑤申請者(申請者がリース会社である場合にあつては、リースを受ける者)が所有し、又は、借用する土地に設置されるものであること。</p> <p>⑥設置及びその支払いが、当該補助金の交付を申請する日が属する会計年度内のセンターが別に定める日までに完了する見込みであること。</p> <p>なお、急速充電設備については、1日10台程度、1回当たり5kWh程度で、月間1,500kWh程度の使用量があり、原則として申請者以外の者も利用することが可能であることが望ましい。</p>

(別表4)申請に必要な添付書類

1. 車両導入に係る補助金交付申請をする場合の添付書類

- ①法人(地方公共団体を除く。)にあつては、登記簿謄本、現在事項全部証明書等(発行から3カ月以内のもの、写し)
- ②個人にあつては本人確認書類(免許証、健康保険証、住民票等)の写し
- ③自動車検査証の写し又は標識交付証明書の写し(標識交付証明書が発行されない場合は、軽自動車税申告書控の写し又は標識届出証明の写し等)
- ④車両代金支払証憑の写し(注)
- ⑤車両を貸与する目的で取得するものについては、自動車賃貸借契約書の写し
- ⑥取得財産等管理台帳・取得財産等明細表の写し
- ⑦その他センターが定めるもの

2. 設備設置に係る補助金交付申請をする場合の添付書類

- ①充電設備購入の見積書又は注文書、契約書等の写し
- ②法人(地方公共団体を除き、マンション管理組合(管理組合法人に限る。)を含む。)にあつては、登記簿謄本、現在事項全部証明書等(発行から3カ月以内のもの、写し)
- ③個人にあつては本人確認書類(免許証、健康保険証、住民票等)の写し
- ④マンション管理組合(管理組合法人を除く。)にあつては、マンション管理組合の現在の理事長が選定されたことを証する書類の写し
- ⑤充電設備を貸与する目的で取得するものについては、リース事業を業とすることを証する書類の写し(上記②で代替することも可)
- ⑥その他センターが定めるもの

(注)支払証憑の写しは、申請者宛での領収証(購入者が受け取ったものの写し)、又は銀行振込み等で領収証の無いものについては、銀行発行の振込み証明書(振込金受取書等の写し)等とする。支払証憑の写しには次のものを含む。

- ・代金を補助対象経費以外のものと区分けせずに支払った場合は、支払証憑とは別に内訳明細表。
- ・下取車を車両代金の一部に充当した場合は、査定士による「適正下取価格」が銘記された車両販売会社発行の「下取車入庫証明書」(様式は別に定める。)
- ・申請者が車両代金の支払いのため銀行又はクレジット会社のローンを利用した場合は、車両販売会社から銀行又はクレジット会社宛での領収証に申請者名が明記され、当該申請車両代金の支払いが確認できるもの。
- ・コンピューターによる振込みの場合には、領収証又は銀行発行の「振込み受託書」(写し、振込完了が記載されているもの)。



(別表5)設備設置に係る実績報告に必要な添付書類

- ①充電設備代金支払証憑の写し(注)
- ②充電設備を貸与する目的で取得するものについては、充電設備貸借契約書の写し
- ③取得財産等管理台帳・取得財産等明細表の写し
- ④その他センターが定めるもの

(注)支払証憑の写しは、申請者宛ての領収証(購入者が受け取ったものの写し)、又は銀行振込み等で領収証の無いものについては、銀行発行の振込み証明書(振込金受取書等の写し)等とする。支払証憑の写しには次のものを含む。

- ・代金を補助対象経費以外のものと区分けせずに支払った場合は、支払証憑とは別に内訳明細表。
- ・コンピューターによる振込みの場合には、領収証又は銀行発行の「振込み受託書」(写し、振込完了が記載されているもの)。

(別表6)補助金の交付に係る権利義務を承継する譲り渡し

次に掲げる譲り渡しであって、センターが承認するもの(補助金の交付に係る権利義務の承継について、当該譲り渡しを受けた者との合意がある場合に限る。)

- 1 販売等を目的とした住宅及び建築物にあらかじめ充電設備が設置される場合における、当該住宅及び建築物の譲り渡しと併せて行われる当該充電設備の譲り渡し。
- 2 その他センターがクリーンエネルギー自動車の導入及び充電設備の普及の促進に特に必要と認める譲り渡し。

平成24年度

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金

(電気自動車等導入費補助事業)

業務実施細則

(趣旨)

第1条 一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という。)が、平成24年度に行うクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(以下「補助金」という。)を交付する業務は、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入費補助事業)交付規程(以下「交付規程」という。)に定めるもののほか、交付規程によりセンターが定めるこの業務実施細則による。

(用語)

第2条 この業務実施細則(以下「実施細則」という。)で使用する用語は、特に定めのない限り交付規程の例による。

(センターが特に認める輸入車)

第3条 交付規程第4条第2項のセンターが特に認めるときとは、当該輸入車が、同項の承認を受けた銘柄と同一の仕様(動力機構、蓄電池、排気ガス処理装置等のクリーンエネルギー自動車を構成する重要な機構以外のもの)に係る軽微な差異がある場合を含む。)の車両として海外において量産及び販売されたものである場合とする。

(補助金交付上限額)

第4条 交付規程第5条第1項に規定するクリーンエネルギー自動車等の仕様(以下「銘柄」という。)ごとにセンターが定める補助金交付上限額は、別表1のとおりとする。

2 銘柄ごとの補助金交付上限額は、別表2の補助金上限額算定のための審査基準を満たすものとする。

3 交付規程第5条第1項ただし書きの規定によりセンターが個別に判断する補助金交付上限額は、当該輸入車と同一の仕様である交付規程第4条第2項の承認を受けた銘柄のクリーンエネルギー自動車に係る補助金交付上限額を超えないものとする。

4 交付規程別表2の充電設備設置費に係る補助金交付の交付上限額の範囲としてセンターが定める金額は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める金額とする。ただし、高温地又は寒冷地において使用される仕様の急速充電設備については、第一号から第四号までに定める金額及びその仕様差を考慮しつつ、150万円を超えない範囲でセンターが個別に判断する。

- 一 定格出力が50キロワット以上の急速充電設備 150万円
- 二 定格出力が40キロワット以上かつ50キロワット未満の急速充電設備 125万円
- 三 定格出力が30キロワット以上かつ40キロワット未満の急速充電設備 100万円
- 四 定格出力が10キロワット以上かつ30キロワット未満の急速充電設備 75万円
- 五 高機能普通充電設備 40万円
- 六 普通充電設備 20万円

(補助金の交付申請)

第5条 交付規程第6条第1項に規定するセンターが指定する日は、車両導入に係る申請にあつては平成25年3月7日、設備設置に係る申請にあつては2月7日とする。

2 交付規程別表3のクリーンエネルギー自動車導入費に係る申請要件①に規定するセンターが別に定める期間は、平成24年3月1日から平成25年2月28日までの期間内で、当該車両の初度登録の日から1か月以内とする。ただし、事務手続の円滑化等の観点からセンターが特別な期間を設定し、ホームページ等において公表した場合にはこれに従う。

3 交付規程別表3のクリーンエネルギー自動車導入費に係る申請要件⑤及び⑥に規定する主として自動車を販売する業を営む者とは、自動車を販売する業を営む者であつて、次の各号のいずれかの場合にも該当しないものをいう。ただし、新たに自動車を販売する業を営む者である場合については、以下の各号の要件に準じてセンターが個別に判断する。

- 一 直近の会計年度における総売上に占める自動車販売(新車販売に係るもの)に係る売上の比率が15%以下である場合
- 二 直近の会計年度における年間の新車販売台数が20台以下である場合
- 三 前各号に相当する者としてセンターが特に認める場合

4 交付規程別表3のクリーンエネルギー自動車導入費に係る申請要件⑧に規定するセンターが定める仕様の車両は、道路運送車両法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた電気自動車とする。

5 交付規程別表3のクリーンエネルギー自動車導入費に係る申請要件⑧に規定するセンターが指定するCO2排出削減に係る国内クレジット事業実施団体は、日本テビア株式会社とする。

6 交付規程別表3の充電設備設置費に係る申請要件⑥に規定するセンターが別に定める日は、平成25年2月28日とする。

7 交付規程別表4に掲げる申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは、別表3のとおりとする。

(補助対象経費及び補助金交付額の計算方法)

第6条 センターは、車両導入に係る補助対象経費の計算を簡便にするため、あらかじめ銘柄ごとのベース車両価格(クリーンエネルギー自動車として必要な仕様以外の仕様差について調整したもの。以下「基礎額」という。)を算出する。

2 前項において算出された基礎額は別表1に記す。

3 車両導入に係る補助対象経費は、前項の基礎額を用い、車両導入に係る車両本体価格から基礎額を減じた額として計算する。

4 車両導入に係る車両本体価格が、当該車両の定価(銘柄ごとに一般に販売される場合の価格として製造事業者又は輸入事業者が設定する価格であつて、センターが認めるもの。)より低い額であった場合、これらの差額が補助対象経費以外の部分に係る値引きによって生じたか否かに関わらず、前項の計算方法を適用する。

5 補助金交付額は、補助対象経費に補助率を乗じた額から端数を切り捨てた額として計算する。この場合において端数は1万

円未満の額をいう。

(利益等排除の方法)

第7条 交付規程第6条第2項第六号に規定する利益等排除の方法は別表4に定める。

(交付の決定等)

第8条 センターは、交付規程第7条第1項の審査をするにあたり、国が認めた計画又はこれに準じたものに基づき、電気自動車等の普及を促進する地方公共団体に対して、車両導入及び設備設置が円滑に実施できるよう十分に配慮するものとする。

(計画変更の承認等)

第9条 センターは、交付規程第7条第1項の修正、同条第2項の条件、第9条の計画変更の承認その他の理由により、当初の申請に係る補助対象経費が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。

2 センターは、交付規程第9条の計画変更の内容が、軽微な変更であると認められる場合は、計画変更の承認申請によらず、届出とすることができる。

(実績報告書等)

第10条 交付規程第12条第1項のセンターが別に定める日は3月7日とする。

2 交付規程別表5に掲げる設備設置に係る実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは、別表5のとおりとする。

3 申請者は、申請の際に予定していた設備設置の完了日までに設備設置を完了しない場合は、事前にセンターの承認を受けなければならない。この場合において、センターは、その設備設置の完了の遅延が、本人の責めに帰さないやむを得ない事情によるものと認める場合には、これを承認する。

(取得財産の管理等)

第11条 交付規程第17条第3項に規定する電気自動車等導入費補助事業管理規程を別表6に定める。

(財産処分の制限等)

第12条 交付規程第18条第2項の取得財産等の処分を制限する期間を別表7のとおり定める。

2 交付規程第18条第4項に基づきセンターが補助金の返納を求めるときは、当該返納額は、減価償却資産における償却方法の考え方にに基づき、補助金交付額等を勘案して算出される額とする。ただし、その取得財産等の処分が本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして次の各号に該当するときは、センターは補助金の返納を求めないものとする。

一 天災等により補助対象車両が走行不能となり抹消処分した場合または補助対象充電設備が使用不能となり廃棄処分した場合

二 過失の無い事故により走行不能となり抹消処分した場合

三 道路運送車両法の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第56条第4項の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けた自動車など別に定める特殊な自動車であり、その有効期間を

経過し、公道走行が不可能となった場合。

四 その他センターが特に認める場合

(充電設備の設置場所等に関する調査)

第13条 センターは、クリーンエネルギー自動車の利用環境の向上を図るため、充電設備の設置場所、仕様、利用者の範囲等に関する情報について調査し、一般への提供等が可能となるよう努めるものとする。

2 設備設置に係る申請者は、やむを得ない場合を除き、前項の調査及び一般への提供等について、センターに協力しなければならない。

(予算が不足する場合の措置等)

第14条 センターは、交付規程第21条第1項の期間(以下「最終受付期間」という。)を定めるときは、最終受付期間の開始日より十分前にこれを決定し、速やかにセンターのホームページ上で公表等を行うものとする。ただし、事業期間の残日数等を考慮してやむを得ない場合は、この限りではない。

2 センターは、最終受付期間を公表したときは、当該公表日から最終受付期間の開始までの間、最終受付期間中に車両導入する予定の者(売買契約の状況等を考慮して、車両導入が相当程度見込まれる者に限る。)からの当該車両導入の意思の表明を受け付けるものとする。

3 最終受付期間にあった申請に係る補助金額が全額認められた場合の総額が予算額を超過した場合には、前項の意思の表明をした者については補助金を優先的に配分し、他の申請者についてはそれぞれの補助金額が全額認められた場合の額に応じて予算残額を按分するものとする。

(審査委員会)

第15条 センターは、有識者等による審査委員会を組織し、交付規程の変更、実施細則の制定及び変更(軽微なものを除く。)、補助金上限額の決定その他の補助金の交付をする業務に係る重要な決定をするときは、当該審査委員会の審議を経なければならない。

(様式)

第16条 交付規程によりセンターが定める様式は、様式1から様式20までのとおりとする。

(附則)

1. この実施細則の制定は、第15条の審査委員会の審議を経て決定する。

2. この実施細則は、交付規程の適用日(平成24年4月5日)から適用する。

(別表1) 銘柄ごとの補助金交付上限額

【電気自動車、プラグインハイブリッド自動車】

メーカー名・車名		型式	補助金 交付上 限額 (千円)	基礎額 (千円)	(参考) 定価(円) ※	
普通車	テスラ テスラロードスター	「不明」	1,000	6,920	12,160,000	
	トヨタ プリウスPHV 2012.11改良前モデル	DLA-ZVW35	450	S	2,146	3,047,619
				S (北海道地区)	2,178	3,079,619
				S オートイオ無	2,126	3,027,619
				S オートイオ無 (北海道地区)	2,158	3,059,619
				G	2,336	3,238,095
				G (北海道地区)	2,358	3,260,095
				G オートイオ無	2,316	3,218,095
				G オートイオ無 (北海道地区)	2,338	3,240,095
				G レザーパッケージ	3,098	4,000,000
				G レザーパッケージ (北海道地区)	3,120	4,022,000
				G レザーパッケージ	2,590	3,492,000
				G ナビ無・オートイオ無		
				G レザーパッケージ	2,612	3,514,000
				G ナビ無・オートイオ (北海道地区)		
トヨタ プリウスPHV	DLA-ZVW35	450	L	2,003	2,904,762	
			L (北海道地区)	2,025	2,926,762	
			S	2,146	3,047,619	
			S (北海道地区)	2,178	3,079,619	
			G	2,336	3,238,095	
			G (北海道地区)	2,358	3,260,095	
			G レザーパッケージ	3,098	4,000,000	
			G レザーパッケージ (北海道地区)	3,120	4,022,000	
			G レザーパッケージ ナビ無	2,590	3,492,000	
			G レザーパッケージ ナビ無 (北海道地区)	2,612	3,514,000	
ニッサン リーフ	ZAA-ZE0	780	X	2,023	3,585,000	
			G	2,305	3,867,000	
			ドライビングヘルパー X	2,373	3,935,000	
			ドライビングヘルパー G	2,655	4,217,000	
			アンシャント 助手席回転シート X	2,103	3,665,000	
			アンシャント 助手席回転シート G	2,385	3,947,000	
	ZAA-AZE0	780	S (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	1,558	3,120,000	
			S	1,628	3,190,000	
			X(サイド/カーテンエアバッグシステム無)	1,947	3,509,000	
			X	2,017	3,579,000	
			G (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	2,305	3,867,000	
			G	2,375	3,937,000	
			ドライビングヘルパー X	2,297	3,859,000	
			ドライビングヘルパー G	2,655	4,217,000	
ZAA-AZE0	780	アンシャント 助手席回転シート X	2,044	3,606,000		
		アンシャント 助手席回転シート G	2,402	3,964,000		
三菱 アウトランダー PHEV	DLA-GG2W	E	430	Premium Package QC無	3,232	4,092,381
				Premium Package QC付	460	4,162,381
				Navi Package QC無	430	3,788,572
				Navi Package QC付	460	3,858,572
				Safety Package QC無	430	3,489,524
				Safety Package QC付	460	3,559,524
					430	3,399,048
					460	3,469,048
					430	3,165,715
					460	3,235,714

メーカー名・車名		型式		補助金 交付上 限額 (千円)	基礎額 (千円)	(参考) 定価(円) ※	
小型車	マツダ デミオ	EV(FF)	DBA-DE3FS(改)	950	1,506	3,406,667	
		EV100V給電システム付き(FF)			1,792	3,692,381	
	ホンダ フィットEV		ZAA-ZA2	940	1,928	3,809,524	
	トヨタ eQ		ZAA-KPJ10	820	1,771	3,428,571	
	メルセデス・ベンツ スマートフォーツー エレクトリックドライブ		ZAA-451390	520	1,753	2,809,524	
	ミツオカ 雷駆(ライク)G		ZAA-HA3W	960	1,974	3,904,762	
	ミツオカ 雷駆(ライク)M	(QC無)		720	1,318	2,761,905	
		(QC付)		740	1,318	2,811,905	
	オートレックス Change		「不明」	470	1,141	2,100,000	
	ケーエムガレージ Wheego IRIE 2WD 3ドアハッチバック		「不明」	990	995	3,125,000	
軽4	エジソンパワー エコロンE		DBA-HA24S(改)	680	1,132	2,980,000	
	三菱 i-MiEV G		ZAA-HA3W	960	1,688	3,619,048	
	三菱 i-MiEV M	(QC無)		720	1,033	2,476,191	
		(QC付)		740	1,033	2,526,191	
	三菱 i-MiEV G	ナビ無・オーディオ無		960	1,503	3,434,048	
		ナビ無・オーディオ付		960	1,518	3,449,048	
	三菱 ミニキャブ・ミーブ CD	(16.0kWh)	QC付	(4人)	950	964	2,879,524
				(2人)	940	944	2,859,524
			QC無	(4人)	930	964	2,829,524
		(2人)		944		2,809,524	
		(10.5kWh)	QC付	(4人)	690	964	2,355,715
				(2人)	944	2,335,715	
	QC無		(4人)	670	964	2,305,715	
		(2人)	944		2,285,715		
三菱ミニキャブ・ミーブ トラックVX-SE	10.5kWh	QC無	460	848	1,769,524		
		QC有	480		1,819,524		
みちのくトレード シャープシューター		「不明」	870	739	2,488,000		
側車付 軽2輪	ミツオカ・雷駆-T3	L	ZAE-MT3	300	476	1,395,000	
		S			1,295,000		
		L+			456	1,435,000	
		S+				1,335,000	
原付4	トヨタ車体 コムス B・COMベーシック		ZAD-TAK30-BS	70	335	636,190	
	トヨタ車体 コムス B・COMデッキ		ZAD-TAK30-KS		395	696,190	
	トヨタ車体 コムス B・COMデリバリー		ZAD-TAK30-DS		435	736,190	
	トヨタ車体 コムス P・COM		ZAD-TAK30-PD		458	760,000	
	筑水キャニコム おでかけですカー		(ルーフ仕様)	ZAD-EJ50C	30	334	476,000
				428	570,000		
原付2	ヤマハ EC-03		ZAD-SY06J	30	105	240,000	
	ホンダ EV-neo	本体のみ	ZAD-AF71	70	126	433,000	
		普通充電器付				471,000	
		急速充電器付				547,000	
	ホンダ EV-NeoPRO	本体のみ	ZAD-AF71	70	131	438,000	
		普通充電器付				476,000	
		急速充電器付				552,000	
	スズキ e-Let's		ZAD-CZ81A	40	134	298,000	
スズキ e-Let's W		60		378,000			

※定価は全国メーカー希望小売価格(消費税は含まない)として設定している。

【グリーンディーゼル自動車】

メーカー名・車名		型式	補助金 交付上 限額 (千円)	基礎額 (千円)	(参考) 定価(円) ※	
普通自動車	ニッサン エクストレイル20GT MT	LDA-DNT31	210	2,518	2,940,000	
	ニッサン エクストレイル20GT AT			2,568	2,990,000	
	ニッサン エクストレイル20GT エクストリーマーX MT			2,668	3,090,000	
	ニッサン エクストレイル20GT エクストリーマーX AT			2,718	3,140,000	
	ニッサン エクストレイル20GT エクストリーマーX プラスナビHDD MT			2,798	3,220,000	
	ニッサン エクストレイル20GT エクストリーマーX プラスナビHDD AT			2,848	3,270,000	
	ニッサン エクストレイル20GT MT 12モデル	LDA-DNT31	200	2,568	2,975,000	
	ニッサン エクストレイル20GT AT 12モデル			2,618	3,025,000	
	ニッサン エクストレイル20GT エクストリーマーX MT 12モデル			2,718	3,125,000	
	ニッサン エクストレイル20GT エクストリーマーX AT 12モデル			2,768	3,175,000	
	ニッサン エクストレイル20GT BLACKエクストリーマーX MT 12モデル			2,800	3,207,000	
	ニッサン エクストレイル20GT BLACKエクストリーマーX AT 12モデル			2,850	3,257,000	
	ニッサン エクストレイル20GT S MT	LDA-DNT31	150	2,307	2,607,000	
	ニッサン エクストレイル20GT S AT			2,357	2,657,000	
	ニッサン エクストレイル20GT S エクストリーマーX MT			2,457	2,757,000	
	ニッサン エクストレイル20GT S エクストリーマーX AT			2,507	2,807,000	
	ニッサン キャラバンチェアキャブ	M仕様	LDF-DWGE25 (改)	230	3,563	4,027,000
		C仕様			3,641	4,105,000
		D仕様			3,690	4,154,000
		M仕様			3,843	4,307,000
C仕様		3,921			4,385,000	
D仕様		4,057			4,521,000	
NV350 キャラバンチェアキャブ	M仕様	LDF-CW4E26 (改)	230	3,505	3,976,000	
	C仕様			3,568	4,039,000	
	D仕様		180	3,905	4,275,000	
	M仕様	LDF-CW8E26 (改)	230	3,788	4,259,000	
	C仕様			3,851	4,322,000	
	D仕様			170	4,188	4,539,000
メルセデス・ベンツ E350 ブルーテック アバンギャルド	LDA-212024C	400	6,792	7,600,000		
メルセデス・ベンツ E350 ブルーテック ステーションワゴン アバンギャルド	LDA-212224C		7,125	7,933,334		
メルセデス・ベンツ E350 ブルーテック アバンギャルド(Airマチックサスペンション付)	LDA-212024		6,792	7,600,000		
メルセデス・ベンツ E350 ブルーテック ステーションワゴン アバンギャルド(Airマチックサスペンション付)	LDA-212224		7,125	7,933,334		
メルセデス・ベンツ E350 ブルーテック アバンギャルド リミテッド	LDA-212024C	380	6,935	7,714,286		
	LDA-212024		6,935	7,714,286		
メルセデス・ベンツ ML350 ブルーテック 4MATIC	LDA-166024	70	7,380	7,523,810		
三菱 バジエロ	スーパーエクシード	LDA-V98WLYXJ	200	4,125	4,540,000	
	エクシード	LDA-V98WLYHJ		3,505	3,920,000	
		オーディオ無		LDA-V98WLYHJ	3,370	3,785,000
	GR	LDA-V98WLYUJ1		3,015	3,430,477	
	VR-II	LDA-V88WMYXJ		3,245	3,660,000	
		オーディオ無		LDA-V88WMYXJ	3,160	3,575,000
三菱 デリカ D:5	D-Premium	(8人)	140	3,461	3,746,667	
		(7人)		3,461	3,746,667	
	D-Power package	(8人)		2,970	3,256,191	
		(7人)		2,970	3,256,191	

メーカー名・車名		型式	補助金 交付上 限額 (千円)	基礎額 (千円)	(参考) 定価(円) ※	
普通自動車	トヨタ ハイエース ウェルキャブ トヨタ レジアスエース ウェルキャブ	QDF-KDH201K(改)	280	QDF-KDH201K-VTZYA	3,391	3,955,000
				QDF-KDH201K-VTZYAW	3,526	4,090,000
				QDF-KDH201K-VTZYB	3,422	3,986,000
				QDF-KDH201K-VTZYBW	3,557	4,121,000
				QDF-KDH201K-VTZYC	3,392	3,956,000
				QDF-KDH201K-VTZYCW	3,527	4,091,000
		LDF-KDH206K(改)	280	LDF-KDH206K-VTZYA	3,674	4,238,000
				LDF-KDH206K-VTZYAW	3,809	4,373,000
				LDF-KDH206K-VTZYB	3,705	4,269,000
				LDF-KDH206K-VTZYBW	3,840	4,404,000
				LDF-KDH206K-VTZYC	3,675	4,239,000
				LDF-KDH206K-VTZYCW	3,810	4,374,000
	LDF-KDH223B(改)	230	LDF-KDH223B-VTZYA	3,999	4,461,000	
			LDF-KDH223B-VTZYB	4,013	4,475,000	
			LDF-KDH223B-VTZYD	4,098	4,560,000	
			LDF-KDH223B-VTZYP	4,450	4,912,000	
	BMW X5 xDrive35d BluePerformance	LDA-ZW30S	140	7,697	7,990,476	
		LDA-ZW30	140	7,697	7,990,476	
	BMW X3 xDrive20d BluePerformance	LDA-WY20	100	5,152	5,371,429	
	BMW 320d	BluePerformance	LDA-3D20	90	4,285	4,476,190
BluePerformance ツーリング		4,479			4,676,190	
BMW 523d	BluePerformance	LDA-FW20	100	5,809	6,028,571	
	BluePerformance ツーリング	LDA-MX20		6,095	6,314,286	
ニコル・レーシング・ジャパン BMW ALPINA D5 Turbo		FDA-MP20	400	8,540	9,476,191	
マツダ CX-5 XD	AT (FF)	LDA-KE2FW	180	2,095	2,457,143	
	L Package AT (FF)			2,476	2,838,096	
	L Package AT オーディオレス +4スピーカー車 (FF)			2,401	2,763,096	
	L Package AT 17インチ車(FF)			2,426	2,788,096	
	L Package AT オーディオレス+4スピーカー +17インチ車(FF)			2,351	2,713,096	
	AT (4WD)			LDA-KE2AW	180	2,295
	L Package AT (4WD)	2,676	3,038,096			
	L Package AT オーディオレス +4スピーカー車 (4WD)	2,601	2,963,096			
	L Package AT 17インチ車(4WD)	2,626	2,988,096			
	L Package AT オーディオレス+4スピーカー車 +17インチ車(4WD)	2,551	2,913,096			

メーカー名・車名		型式	補助金 交付上 限額 (千円)	基礎額 (千円)	(参考) 定価(円) ※	
普通 自動 車	マツダ アテンザ セダン XD	AT	190	2,377	2,761,905	
		MT		2,497	2,881,905	
		L Package AT (FF)		2,857	3,238,096	
		L Package AT 17インチ車(FF)		2,807	3,188,096	
	マツダ アテンザ ワゴン XD	AT		LDA-GJ2FW	2,377	2,761,905
		MT			2,497	2,881,905
		L Package AT (FF)			2,857	3,238,096
		L Package AT 17インチ車(FF)			2,807	3,188,096

※定価は全国メーカー希望小売価格(消費税は含まない)として設定している。



【充電設備】

メーカー名	型式	区分	補助金交付上限額 (千円)	(参考) 定価(円) ※
高岳製作所	HFR1-50B4	50kW以上	1,100	2,200,000
	HFR1-50B3		1,250	2,500,000
	HFR1-40B3	40以上50kW未満	1,150	2,300,000
	HFR1-40B4		1,000	2,000,000
	HFR1-30B3	30以上40kW未満		
	HFR1-30B4		900	1,800,000
	HFR1-20B4S	10以上30kW未満	750	1,600,000
	HFR1-20B4T			1,600,000
	HFR1-10B4S		700	1,400,000
	HFR1-10B4T			1,400,000
ハセテック	LJ06-3P3W	50kW以上	900	1,800,000
	LJ06-3P3W40	40以上50kW未満	850	1,700,000
	LJ03-3P3W	10以上30kW未満	750	1,500,000
高砂製作所	TQVC500M2	50kW以上	1,500	3,500,000
	TQVC500M3		900	1,800,000
	TQVC440M3	40以上50kW未満		1,800,000
	TQVC200M3	10以上30kW未満	750	1,800,000
	TQVC200M1			2,000,000
九電テクノシステムズ	KRCS-50W-1	50kW以上	1,500	5,450,000
	KRCS-50-1			3,980,000
	KRCS-50-2			3,630,000
	KRCO-50-1		1,200	2,400,000
日産自動車	NSQC-44-B-1	40以上50kW未満	820	1,650,000
	NSQC-44-C-1		730	1,470,000
	NSQC442C		450	900,000
	NSQC-44-A-1		700	1,400,000
	NSQC442A		280	570,000
	NSQC442B		380	760,000
	NSQC442BS		530	1,060,000
	NSQC442CS		600	1,200,000
富士電機	FRCH50B-2-01	50kW以上	1,000	2,000,000
	FRCH44B-2-01	40以上50kW未満	950	1,900,000
	FRCH39B-2-01	30以上40kW未満		1,900,000
	FRCM25C	10以上30kW未満	750	1,800,000
ニチコン	NQC-A501	50kW以上	1,500	3,000,000
	NQC-A502		1,100	2,200,000
	NQC-A301	30以上40kW未満		2,400,000
	NQC-A301S		1,000	2,800,000
	NQC-A302			2,000,000
	NQC-A202	10以上30kW未満	750	1,800,000
	NQC-A102		700	1,400,000
GSユアサ	EVC-50KA	50kW以上	1,500	3,200,000
	EVC-30KA	30以上40kW未満	1,000	2,600,000
	EVC-R-30KA		950	1,900,000
	EVC-20KA	10以上30kW未満		2,200,000
	EVC-20KD		750	3,400,000
	EVC-R-20KA			1,800,000
	EVC-R-20KD			3,100,000
日新電機	NLJ06-3P3W	50kW以上	900	1,800,000
	NLJ03-3P3W	10以上30kW未満	750	1,500,000
菊水電子工業	Milla-E50	50kW以上	1,000	2,000,000
	Milla-E40	40以上50kW未満	950	1,900,000
	Milla-E20	10以上30kW未満	750	1,500,000
㈱三社電機製作所	KTA2F6-500-125C	50kW以上	1,500	3,600,000

急速充電設備

メーカー名		型式	区分	補助金交付上限額 (千円)	(参考) 定価(円) ※
急速充電設備	日鉄エレックス	EV-50	50kW以上	1,500	3,500,000
		EV-30	30以上40kW未満	1,000	3,400,000
		EV-15	10以上30kW未満	750	2,500,000
	安川電機	CEBT-S1AA2050EAA	50kW以上	1,500	3,600,000
		CEBT-W1AA2050EAA			4,900,000
		CEBT-S1AA2050EUA			3,860,000
		CEBT-W1AA2050EUA			5,200,000
	NTTファシリティーズ	FSQC-50-1-S	50kW以上	900	1,800,000
		FSQC-50-1-NW-U		1,250	2,500,000
		FSQC-50-1-NW-D			2,500,000
		FSQC-40-1-S	40以上50kW未満	850	1,700,000
		FSQC-40-1-NW-U		1,200	2,400,000
		FSQC-40-1-NW-D			2,400,000
		FSQC-30-1-S	30以上40kW未満	800	1,600,000
		FSQC-30-1-NW-U		1,000	2,300,000
		FSQC-30-1-NW-D			2,300,000
		FSQC-20-1-S	10以上30kW未満	750	1,500,000
		FSQC-20-1-NW-U			2,200,000
		FSQC-20-1-NW-D			2,200,000
		FSQC-10-1-S		700	1,400,000
		FSQC-10-1-NW-U		750	2,100,000
	FSQC-10-1-NW-D	2,100,000			
	JFEエンジニアリング	RAPIDAS	50kW以上	1,500	8,000,000
		RAPIDAS-24E			7,500,000
		RAPIDAS-12E			6,500,000
		RAPIDAS-R			4,900,000
	日立製作所	HI-QC001-CN44	50kW以上	1,500	4,950,000
		HI-QC001-CN43			4,300,000
		HI-QC001-CN42		1,200	3,450,000
		HI-QC001-CN41			2,400,000
HI-QC101-CN42		1,500	4,250,000		
HI-QC101-CN41			3,100,000		
HI-QC002-CN42			4,000,000		
HI-QC002-CN41			1,450	2,900,000	
HI-QC001-CN33		40以上50kW未満	1,250	3,850,000	
HI-QC001-CN32			3,000,000		
HI-QC001-CN31			970	1,950,000	
HI-QC101-CN32			1,250	3,800,000	
HI-QC101-CN31				2,650,000	
HI-QC002-CN32				3,550,000	
HI-QC002-CN31	1,220	2,450,000			
日本電気	NQVC500M3	50kW以上	1,250	2,500,000	
	NQVC440M3	40以上50kW未満		2,500,000	
デルタ電子	DCO-503A3A	50kW以上	1,250	2,500,000	
	DCO-463A3A	40以上50kW未満		2,500,000	
	DCO-303A3A	30以上40kW未満		970	1,950,000
エネグート	ECOQ-Q500	50kW以上	1,500	4,000,000	
	ECOQ-Q440	40以上50kW未満	1,250	3,500,000	
	ECOQ-Q200	10以上30kW未満	750	3,000,000	
日本リアイアンス	EVQC-5250S	50kW以上	1,500	5,300,000	
	EVQC-5250			3,000,000	
	EVQC-7250		1,250	2,500,000	
	EVQC-7240	30以上40kW未満	1,000	2,300,000	
	EVQC-5225S	10以上30kW未満	750	4,800,000	
	EVQC-5225			2,700,000	
EVQC-7225	2,200,000				

メーカー名		型式	区分	補助金交付上限額 (千円)	(参考) 定価(円) ※
急速充電設備	新電元	SDQC-50-S	50kW以上	950	1,900,000
		SDQC-50-U		1,300	2,600,000
		SDQC-30-S	30以上40kW未満	850	1,700,000
		SDQC-30-U		1,000	2,400,000
		SDQC-20-S	10以上30kW未満	750	1,600,000
		SDQC-20-U			2,300,000
シンフォニアテクノロジー	IEC-120-1A	40以上50kW未満	1,150	2,300,000	
	IEC-120-2A		1,250	2,800,000	
普通充電設備	豊田自動織機	EVC1	高機能普通充電器	220	440,000
		EVC1-IC		300	600,000
	トヨタメディアサービス	TM-GSEV2A0081	高機能普通充電器	140	280,000
		TM-GSEV2A1081		160	330,000
		TM-GSEV2B0081		220	448,000
		TM-GSEV2B1081		240	498,000
	三英社製作所	NJ017	普通充電器	200	500,000
		NJ016		410,000	
	内外電機	EVCSP-1K1	普通充電器	190	390,000
		EVCSP-1K2		200	680,000
	クリエイト・プロ	W90998-039	普通充電器	160	336,000
	トキコテクノ	ENT-TTA2	高機能普通充電器	300	600,000
	日立電線	ENT-HCA	普通充電器	140	280,000
	パナソニック	DNE3000	普通充電器	150	300,000
		DNE3300		200	450,000
	日立アイイーシステム	IE-EVMEC02	普通充電器	200	600,000
		IE-EVMEC04			1,000,000
		IE-EVMEC02-IC			700,000
		IE-EVMEC04-IC			1,200,000
	トヨタホーム	EVHJ	普通充電器	130	260,000
		EVH1-H		60	120,000
	パナソニックSSインフラシステム	AF-XC300N	高機能普通充電器	210	438,000
		AF-XC300W		330	660,000
		AF-XC330N		360	725,000
		AF-XC330R		400	875,000
		AF-XC330C			875,000
		AF-XC330W			915,000
	アイエムティ	NC200-NK	普通充電器	200	600,000
	日本電気	H01-S/C	高機能普通充電器	390	798,000
H01-S		150		300,000	
富士オートメーション	SC-P01	普通充電器	200	600,000	
	SC-C01		500,000		
ニチコン	ZHTP1580R	高機能普通充電器	240	480,000	
新電元	PM-CS01-S		220	440,000	
福西電機	FDS-COIN1R		390	795,000	
	FDS-COIN1		360	720,000	
	FDS-COIN2R		400	1,075,000	
	FDS-COIN2			1,000,000	
松井電器	EEL-001Mode3		400	1,500,000	
日東工業	EVP-1GT		普通充電器	70	150,000

※定価は全国メーカー希望小売価格（消費税は含まない）として設定している。

(別表2) 補助金上限額算定のための審査基準

1. クリーンエネルギー自動車として設計・製造したもの	<p>①同種・同格の一般のガソリン内燃機関自動車(以下「ベース車両」という。)が適切に選定されていること。</p> <p>②ベース車両の価格(クリーンエネルギー自動車として必要な仕様以外の仕様差について調整したもの)が適正であること。</p> <p>③ベース車両との差額の根拠が、許容できる範囲内で明確に説明され適正と認められるものであること。</p>
2. 既存自動車をクリーンエネルギー自動車に改造したもの	<p>①計上されている補助対象経費が適当であること。</p> <p>②経費の算定根拠が許容できる範囲内で明確に説明されていること。</p>
3. 充電設備	本体価格に含まれる費用項目が適正であること

(別表3) 申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

1. 車両導入に係る補助金の交付申請をする場合	<p>①リース車両にあつては次の書類。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸与料金の算定根拠明細書は補助金を受けた場合に補助金相当額が月々のリース料金の引き下げに反映されたもの。</li> </ul> <p>②クレジット契約等により購入する場合にはあつては次の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管場所標章番号通知書、使用者が契約者である任意自動車保険契約書その他の当該車両を申請者と車両の使用者が一致することを証する書面</li> </ul> <p>③型式が不明である車両にあつては、事前に承認を受けている補助対象車両の仕様と同一であることを証する書面</p> <p>④その他必要に応じセンターが定めるもの</p>
2. 充電設備設置費補助金交付申請をする場合	<p>①充電設備がリースの場合にあつては次の書類。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸与料金の算定根拠明細書又は補助金相当額がリース料金に反映されたことを証する書面</li> </ul> <p>②充電設備の設置場所が申請者(申請者がリース会社である場合はリースを受ける者)が所有し又は借用する土地であることを証明する書面(センターが求める場合に限る)</p> <p>③その他必要に応じてセンターが定めるもの</p>

(別表4)利益等排除の方法

1. 利益等排除の対象となる調達先	
<p>補助金の申請者(リースの場合はその使用者を含む。以下、この表で同じ。)が以下の(1)から(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とする。</p> <p>利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。</p> <p>(1)申請者自身</p> <p>(2)100%同一の資本に属するグループ企業</p> <p>(3)申請者の関係会社(上記(2)を除く)</p>	
2. 利益等排除の方法	
(1)申請者の自社調達の場合	原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。
(2)100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。
(3)申請者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合	取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることの証明及びその根拠となる資料の提出を行うものとする。

(別表5)設備設置に係る実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

設備設置に係る実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 充電設備の納品及び設置完了を証する書類</li> <li>2. 充電設備がリースの場合にあつては、リース契約書</li> <li>3. 充電設備の設置場所が申請者(申請者がリース会社である場合はリースを受ける者)が所有し又は借用する土地であることを証明する書面(センターが求める場合に限る)</li> <li>4. その他必要に応じてセンターが定めるもの</li> </ol>

電気自動車等導入補助事業管理規程

1. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
2. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。
3. 補助金の交付を受けた者は一定期間内において、処分を制限された取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け(リース事業者を除く)、廃棄又は担保に供すること)してはならない。
4. 前項の期間は補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数を勘案して、別に定める期間とする。(注)
5. 補助金の交付を受けた者は前項の規定により定められた期間内において処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。
6. センターは、補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると認められるときには、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。
7. センターは、第6項の場合には、期限を付してその収入の全部又は一部の納付を補助金の交付を受けた者に対して命ずることができる。
8. センターは、財産処分の制限等で補助金の返納が求められた補助金の交付を受けた者からの新しい申請について、返納が完了したことをセンターが確認するまで受付けを拒否することができる。

(注)期間は、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)交付規程第18条第2項に基づくクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入補助事業)業務実施細則別表7に定められた期間とする。

(別表7) 取得財産等の処分を制限する期間

○クリーンエネルギー自動車

	貸自動車業用車両		自家用車両(前掲以外のもの)	
	処分制限期間	省令による区分※2	処分制限期間	省令による区分
乗用車	5年	「大型乗用車」 総排気量3ℓ以上のもの	6年	総排気量0.66ℓ超のもの
	4年	「大型乗用車」以外で 総排気量2ℓ超3ℓ未満のもの		
	3年	「小型車」 総排気量2ℓ以下のもの		
貨物車	4年	積載量2トン超のもの	4年	ダンプ式
	3年	「小型車」 積載量2トン以下のもの	5年	ダンプ式以外
4年			ダンプ式	
車いす 移動車	4年	「小型車」以外	4年	「小型車」以外
	3年	「小型車」 総排気量2ℓ以下のもの	3年	「小型車」 総排気量2ℓ以下のもの
軽自動車	3年	「小型車」 総排気量2ℓ以下のもの 貨物自動車にあつては、積載量が2トン 以下のもの	4年	「小型車」 総排気量0.66ℓ以下のもの
原付4輪	3年	「小型車」 総排気量2ℓ以下のもの	4年	「小型車」 総排気量0.66ℓ以下のもの
原付2輪			3年	「二輪または三輪自動車」

※1 貸自動車業用車両とはいわゆるレンタカー用車両であり、リース用車両でないことに注意。

※2 自家用車両とはいわゆる白ナンバー車両を指す。

※3 本表は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に準じて作成しており、省令とは当該省令を指す。

※4 排気量を持たない電気自動車については、そのベース車両の排気量に基づき区分する。なお、電気自動車のうち軽自動車に該当するものについては耐用年数通達2-5-11に基づく。

※5 上記の表に該当しない車両が補助対象となる場合は、省令に準じて別途設定するとともに、センターにおいて本表の追加・修正を行う。

○充電設備

充電設備(取得価格が50万円以上のもの)	8年
----------------------	----

## 関連企業の連絡先

### 【車両】

社名	連絡先	TEL/FAX
いすゞ自動車株式会社	〒140-8722 東京都品川区南大井6-26-1 大森バルポートA館 商品・架装政策部 国内商品グループ	フリーダイヤル TEL: 0120-119-113
株式会社エジソンパワー	〒292-0818 千葉県木更津市かずさ鎌足3-9-1 SST社内	TEL: 0438-52-0600 FAX: 0438-52-0601
株式会社オートレックス	〒811-1103 福岡県福岡市早良区四箇1-8-5	TEL: 092-812-8588 FAX: 092-812-8599
株式会社ケーエムガレージ	〒187-0001 東京都小平市大沼町2-856-1 小平店内 Wheego事業部	TEL: 042-349-0800 FAX: 042-349-0045
昭和飛行機工業株式会社	〒196-8522 東京都昭島市田中町600	TEL: 042-541-8886 FAX: 042-541-8899
スズキ株式会社	〒432-8611 静岡県浜松市南区高塚町300 お客様相談室	フリーダイヤル TEL: 0120-402-253
ダイハツ工業株式会社	〒563-8651 大阪府池田市ダイハツ町1-1 法人営業部	TEL: 072-754-4428 FAX: 072-754-4429
有限会社タケオカ自動車工業	〒939-8177 富山県富山市安養寺504-1	TEL: 076-429-2381 FAX: 076-429-2910
株式会社筑水キャニコム	〒839-1396 福岡県市うきは市吉井町福益90-1 営業部	TEL: 0943-75-2195 FAX: 0943-75-4396
Tesla Motors Japan 株式会社	〒107-0062 東京都港区南青山2-23-8	TEL: 03-6890-7700 FAX: 03-6890-7733
トヨタ自動車株式会社	〒450-8711 愛知県名古屋市中村区名駅4-7-1 お客様相談センター	フリーダイヤル TEL: 0800-700-7700
トヨタ車体株式会社	〒448-8666 愛知県刈谷市一里山町金山100 特装・福祉営業部 営業室 国内営業G	TEL: 0566-36-7612 FAX: 0566-36-8040
日産自動車株式会社	〒236-0004 神奈川県横浜市金沢区福浦3-7 お客様相談室	フリーダイヤル 0120-315-232
ニコル・レーシング・ ジャパン株式会社	〒212-0005 神奈川県川崎市幸区戸手2-5-7 お客様相談室	TEL: 044-541-3011 FAX: 044-541-3036
ビー・エム・ダブリュー 株式会社	〒100-6622 東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキョウサウスタワー 2 2階	フリーダイヤル TEL: 0120-269-437
日野自動車株式会社	〒108-0014 東京都港区芝4-11-3 国内企画部	TEL: 03-3456-8890 FAX: 03-3453-7202
富士重工業株式会社	〒160-8316 東京都新宿区西新宿1-7-2 スバルビル スバル国内営業本部 特販部 法人営業課	TEL: 03-3347-2281 FAX: 03-3347-2014
本田技研工業株式会社	〒351-0188 埼玉県和光市本町8-1 Hondaお客様相談センター	フリーダイヤル TEL: 0120-112-010
マツダ株式会社	〒730-8670 広島県安芸郡府中町新地3-1 お客様相談室	フリーダイヤル TEL: 0120-386-919
みちのくトレード合同会社	〒250-0055 神奈川県小田原市久野978-5	TEL: 0465-43-7568 FAX: 0465-43-7569
株式会社光岡自動車	〒156-0054 東京都世田谷区桜丘4-26-8 ミツオカ東京ショールーム	TEL: 03-5451-3511 FAX: 03-5451-3515
三菱自動車工業株式会社	〒108-0014 東京都港区芝5-33-8 お客様相談センター	フリーダイヤル TEL: 0120-324-860
三菱ふそうトラック・バス 株式会社	〒212-0058 神奈川県川崎市幸区鹿島田890-12 お客様相談センター	フリーダイヤル TEL: 0120-324-230
メルセデス・ベンツ日本 株式会社	〒106-0032 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル メルセデス・コール	フリーダイヤル TEL: 0120-190-610
ヤマハ発動機株式会社	〒438-8501 静岡県磐田市新貝2500 EV事業推進部 EV事業開発グループ	TEL: 0538-32-2297 FAX: 0538-37-9407
UDトラック株式会社	〒362-8523 埼玉県上尾市大字老丁目1番地 お客様相談室	フリーダイヤル TEL: 0120-67-2301



【充電設備】

社名	連絡先	TEL/FAX
株式会社アイエムティ	〒899-5116 鹿児島県霧島市隼人町内字隈元932-5	TEL: 0995-43-5650 FAX: 0995-43-5660
株式会社エネゲート	531-0077 大阪府大阪市北区大淀北1-6-110 営業開発部	TEL: 06-6458-7936 FAX: 06-6458-9347
菊水電子工業株式会社	〒224-0023 神奈川県横浜市都筑区東山田1-1-3 新規事業開発プロジェクト	TEL: 045-593-0148 FAX: 045-593-0206
九電テクノシステムズ株式会社	〒815-0031 福岡県福岡市南区清水4-19-18 営業推進部 産業システム事業部	TEL: 092-551-1776 FAX: 092-511-8693
株式会社クリエイト・プロ	〒485-0085 愛知県小牧市河内屋新田792-1 マーケティング・グループ	TEL: 0568-71-1919 FAX: 0568-71-1920
株式会社三英社製作所	〒142-8611 東京都品川区荏原5-2-1 営業本部 開発営業部 第二グループ	TEL: 03-3781-8114 FAX: 03-5498-7228
株式会社三社電機製作所	〒110-0015 東京都台東区東上野1-28-12 東京支店 東日本ソリューション営業部	TEL: 03-3834-1700 FAX: 03-3834-1702
株式会社高岳製作所	〒104-0044 東京都中央区明石8-1 聖路加タワー25階 パワーエレクトロニクス営業部 パワーエレクトロニクスグループ	TEL: 03-6371-5106 FAX: 03-6371-5441
株式会社高砂製作所	〒213-8558 神奈川県川崎市高津区溝口1-24-16 営業本部	TEL: 044-811-9711 FAX: 044-844-4248
デルタ電子株式会社	〒105-0012 東京都港区芝大門2-1-14 電源グループ	TEL: 03-5733-1188 FAX: 03-5733-1288
テンパール工業株式会社	〒732-0802 広島県広島市南区大州3-1-42 営業本部 産機営業部	TEL: 082-282-1347 FAX: 082-283-4534
トキコテクノ株式会社	〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央3-9-27 事業企画部	TEL: 045-504-7580 FAX: 045-504-7598
株式会社豊田自動織機	〒474-8601 愛知県大府市共和町茶屋8番地 エレクトロニクス事業部 事業企画部営業室	TEL: 0562-48-9049 FAX: 0562-48-9224
トヨタホーム株式会社	〒461-0001 愛知県名古屋市中区泉1-23-22 PHV充電関連サポートデスク	TEL: 0077-78-1152 FAX: 052-952-4899
トヨタメディアサービス株式会社	〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦1-11-11 名古屋インターシティ14階 業務改善支援部	TEL: 052-219-6307 FAX: 052-219-6714
内外電機株式会社	〒577-0045 大阪府東大阪市西堤本通東1-1-1東大阪大発ビル 事業開発本部 産業システム事業部	TEL: 06-6782-0222 FAX: 06-6782-5762
	〒160-0022 東京都新宿区新宿2-1-15 古鷹ビル 事業開発本部 産業システム事業部	TEL: 03-5919-2590 FAX: 03-5919-2623
ニチコン株式会社	〒105-0013 東京都港区浜松町2-5-5 NECSTプロジェクト	TEL: 03-5473-5611 FAX: 03-5473-5651
日産自動車株式会社	〒236-0004 神奈川県横浜市金沢区福浦3-7 お客様相談室	フリーダイヤル 0120-315-232
日新電機株式会社	〒615-8686 京都府京都市右京区梅津高畝町47番地 システム機器事業部 パワエレ部	TEL: 075-864-8547 FAX: 075-864-8453
株式会社日鉄エレックス	〒104-0033 東京都中央区新川1-8-8 営業本部 営業第二部	TEL: 03-6688-5850 FAX: 03-6688-5874
日東工業株式会社	〒480-1189 愛知県長久手市蟹原2201番地 ソリューション統括部自動車関連事業推進部	TEL: 0561-64-0131 FAX: 0561-62-7305
日本電気株式会社	〒108-8501 東京都府中市日新町一丁目 応用アプライアンス事業部	TEL: 042-333-1493 FAX: 042-333-6409
日本システムバンク株式会社	〒910-0006 福井県福井市中央3-5-21 開発部	TEL: 0776-30-1838 FAX: 0776-30-1839
日本ライアンス株式会社	〒104-0028 東京都中央区八重洲2-3-1 アルバック販売株式会社 東日本営業統括部	TEL: 03-5218-6011 FAX: 03-5218-6036
株式会社ハセテック	〒223-0057 神奈川県横浜市港北区新羽町735	TEL: 045-542-4605 FAX: 045-542-5129
パナソニック株式会社	〒571-8686 大阪府門真市大字門真1048 エコソリューションズ社 エナジーシステム事業グループ パワー機器ビジネスユニット 企画グループ	TEL: 06-6909-7512 FAX: 06-6908-2179
パナソニックSSインフラシステム株式会社	〒224-8539 神奈川県横浜市都筑区佐江戸町600 システムお客様ご相談センター	フリーダイヤル TEL: 0120-878-410

社名	連絡先	TEL/FAX
株式会社日立アイイーシステム	〒492-8622 愛知県稲沢市幸町120-1 技術・情報システム部	TEL: 0587-34-1602 FAX: 0587-34-1641
株式会社日立製作所	〒101-8608 東京都千代田区外神田1-18-13 秋葉原ダイビル 情報システム社 新事業推進本部 社会・産業情報システムセンター	TEL: 03-4564-6153 FAX: 03-4564-9481
日立電線株式会社	〒101-8971 東京都千代田区外神田4-14-1 秋葉UDX 電機電装営業統括本部 自動車営業部	TEL: 03-6381-1308 FAX: 03-5256-3266
富士オートメーション株式会社	〒365-0062 埼玉県鴻巣市箕田3442 スマートグリッド推進室	TEL: 048-596-6329 FAX: 048-596-9026
富士電機株式会社	〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー 営業本部 第一統括部 営業第一部	TEL: 03-5435-7263 FAX: 03-5435-7433
松井電器産業株式会社	〒322-0048 栃木県鹿沼市村井町226 スクリーン課	TEL: 0289-60-7833 FAX: 0289-60-7838
三菱自動車カーライフプロダクツ株式会社	〒108-0014 東京都港区芝5-33-8 第一田町ビル 6F 用品企画部 サービスツールグループ	TEL: 03-5445-0836 FAX: 03-5445-0846
株式会社安川電機	〒824-8511 福岡県行橋市西宮市2-13-1 インバーター事業部 環境エネルギー機器事業統括推進部	TEL: 0930-23-5079 FAX: 0930-23-3010
株式会社GSユアサ	〒105-0011 東京都港区芝公園2-11-1 (芝公園タワー) 新エネルギー本部新エネルギー営業部	TEL: 03-5402-5828 FAX: 03-5402-5832
JFEエンジニアリング株式会社	〒230-8611 神奈川県横浜市鶴見区末広町2-1 ガリソプロジェクト推進部 超急速充電器プロジェクトチーム	TEL: 045-505-6574 FAX: 045-505-7586
株式会社 NTTファシリティーズ	〒108-0014 東京都港区芝浦3-4-1 コンタクトセンター	フリーダイヤル TEL: 0120-72-73-74
新電元工業株式会社	〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-1 ハワシステム事業本部 ハワシステム販売事業部 営業部	TEL: 03-3279-4434 FAX: 03-3279-4492
福西電機株式会社	〒530-8484 大阪府大阪市北区与力町7-5 開発推進事業部 事業開発	TEL: 06-6881-2967 FAX: 06-6881-2912





**Next Generation Vehicle Promotion Center**

お問い合わせ先・書類送付先

**一般社団法人次世代自動車振興センター  
CEVグループ**

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目14番1号  
郵政福祉琴平ビル5階

TEL : 03-3503-3782

FAX : 03-3503-3783

URL : <http://www.cev-pc.or.jp>

受付時間 : 9 : 00 ~ 12 : 15

13 : 00 ~ 17 : 15

(土日、祝祭日を除く)